

横浜市 消防局 告示 300号

このPDFファイルは
平成8年9月25日改正の「共同住宅特例規準」のうち告示300号に関する
消防局資料を、社内用に「OKリーダ」と「パワーポイント」で集成しています。
誤字(スキャンミス)又は、作図違いにお気づきの方は、メール(ymnk@fd.catv.ne.jp)
をお送りください。

(有)山中設備企画室

消指導第300号

1996/3/25

(一部改正平成8年9月25日)

様

消防 局 長

共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について(通達)
本市では、「共同住宅が個人住宅の集合体であり、その構造によっては出火の
危険性が著しく低い」という観点から、昭和36年以来、国の基準を参考に、一
定の構造上の要件を満たした共同住宅等については、消防用設備等の設置を免除
又は緩和してきました。

しかしながら、高層化、大規模化、複合用途化等の進展により、共同住宅が現
行基準の想定する形態とは異なってきたこと、高齢化の進展等により、いわゆる
災害弱者への適切な対応が不可欠となってきたこと等から、「共同住宅等に係る
消防用設備等の技術上の基準の特例について」(平成7年10月5日付け消防予
第220号消防庁予防課長通知)を受け、「横浜市消防設備指導基準等検討委員
会」において、その見直しを検討してきたところです。

このたび、その検討結果に基づき、次のとおり本市の特例基準を定めましたの
で、適切に運用してください。

(事務担当)
予防部指導課消防設備係
(Tel 653～656)

(有)山中設備企画室

4附則

(1)施行期日等

この特例基準は、平成8年10月1日以降に建築確認申請又は計画通知がなされた新築の共同住宅等について運用してください。ただし、関係者からの事前相談等において、新特例基準によることができる場合は、同目前に運用しても差し支えありません。

なお、この特例基準の施行期日以降においては、従前の特例基準及び昭和62年11月2日付け消指導第202号並びにこれに関連した通知及び質疑の適用は、廃止することとします。

(2)経過措置

ア この改正通達により、既存の共同住宅等又は(1)の期日に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の共同住宅等で、従前の特例基準に適合しているものについては、なお従前の特例基準によることとします。

イ 既に一団地申請等による開発計画が行われ、消防用設備等の設置に関して、他棟と著しい相違が生じることにより、同種の消防用設備等の取扱いや防火管理について支障となることが明らかな場合等については、従前の特例基準を弾力的に運用できるものとします。

1 特例基準の基本的な考え方について

- (1) 住戸間の防火区画、開口部の措置に関する基準及び二方向避難等については、原則として、従前の昭和56年5月1日付け消指導第20号及び昭和62年3月11日付け消指導第422号(以下「従前の特例基準」という。)を踏襲して一本化するとともに、従前の特例基準の適用は廃止することとした。
- (2) 共同住宅等の建築構造が一定の要件(主要構造部が耐火構造、住戸等間の防火区画、住戸等と共用部分の防火区画・開口部の措置、二方向避難、(開口部の面積制限は撤廃))の全てに適合していると認められる場合に限り、消防用設備等の設置に係る特例基準を適用することができることとした。
- (3) 住宅での焼死者発生を防止するため、就寝時の逃げ遅れ等にとどまらず、高齢者、幼児、傷病者等の「自力避難が難しい者」への配慮が不可欠となることから、火災の早期感知及び初期消火に係る、自動火災報知設備及び消火器は、法令により設置が必要とされる規模に達している共同住宅について、原則として免除は認めないこととした。
- (4) 居住者等の避難経路の安全確保を最優先に図る必要があることから、本市の共同住宅の形態を考慮した「二方向避難」を定義づけるとともに、開放廊下又は階段室等の判断基準の一部を見直した。
- (5) 自動火災報知設備を設置する場合、共同住宅の構造、利用形態等を考慮し、その警報、維持管理等に適した機能構成とした共同住宅用自動火災報知設備又は移報型住戸用自動火災報知設備とし、これらに係る設置基準を示した。
ただし、避難性等の考慮から開放型かつ地階を除く階数が5階以下のものについては、感知器の設置箇所の緩和をしたうえで、政令第21条の基準によることができることとした。
- (6) 地階を除く階数が10以下の共同住宅等については、屋内消火栓設備の設置を免除するとともに、11階以上の部分についても、床面積が一定規模以下の場合には設置を免除することとした。
- (7) スプリンクラー設備の設置が必要となる共同住宅等のうち、開放型のもの

又は非開放型で14階以下のものについては、原則として、当該設備を免除することとし、非開放型で地階を除く階数が15階以上となる共同住宅等については、その安全性等について各案件ごとに個別判定し、設置の適否を検討することとした。

2運用上の留意事項

- (1)今後建設が予定される共同住宅等で、4(1)に該当するものについては、この特例基準に適用する必要があることから、関係者からの共同住宅等に関する事前相談等の場において、適切に指導してください。
- (2)この特例基準を活用するうえで、項の判定については従来の観念にとらわれることなく、別紙6「共同住宅の特例を適用することができる複合用途・防火対象物」の基準を適用してください。
- (3)二の特例基準の指導においては、積極的に「共同住宅に係る消防用設備等の技術上の基準に関する検討報告書」を活用してください。

3その他の指導等

この特例基準は「火災の早期発見と報知」を中心に、「消火器等による初期消火」及び「安全な避難路の確保」を主眼としていますが、このことに関連して、特に次の点に留意した関係者への指導・相談を行ってください。

(1)消火器について

ア 消火器を共用部分に設置する場合、いたずら等による落下を防止するため、管理を徹底するよう指導するとともに、必要に応じて警報装置付きの消火器台を設ける等の対策を図るよう指導してください。

イ 住戸ごとに消火器を設置する場合、消火器の不当販売を防止するため、管理組合で一括管理する等、適切な対応を助言してください。

(2)バルコニーについて

上階等への延焼防止や二方向避難を確保する上で、バルコニーの適正管理が重要な役割を果たすことを周知し、バルコニーに物品等を放置しないよう指導してください。

別添

共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例

第1用語の意義

この基準における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1住戸等とは、住戸(個人の住宅以外の室のうち、宿泊を伴うものを含む。以下同じ。)
、共用室、管理人室、倉庫、機械室、電気室その他これらに類する室をいう。
- 2共用室とは、居住者の集会、遊戯等の用に供する室をいう。
- 3共用部分とは、廊下、階段、エントランスホール、エレベーターホール、駐車場等の
住戸等以外の部分で居住者が共用する部分をいう。
- 4階段室等とは、避難階又は地上に通ずる直通階段及びその階段室をいう。
- 5開放型の廊下及び階段室等とは、別紙1「開放型の廊下及び階段室等の判断基準」に
定める廊下及び階段室等をいう。
- 6開放型共同住宅等とは、すべての住戸について、その主たる出入口が開放型の廊下又
は階段室等に面する共同住宅等をいう。
- 7廊下型共同住宅等とは、すべての住戸につて、その主たる出入口が階段室等に面
する共同住宅等をいい、個々の階段室等を連結する廊下を有するものを含むものとする。
- 8廊下型共同住宅等とは、すべての住戸について、その主たる出入口が階段室等以外の
廊下等の通路に面する共同住宅等をいう。
- 9特定光庭とは、採光のために設ける屋根のない吹き抜け状の空間で、別紙2「特定光
庭の判断基準」に定めるものをいう。
- 10共同住宅用スプリンクラー設備とは、別紙3「共同住宅用スプリンクラー設備の設
置基準」に定めるスプリンクラー設備をいう。
- 11共同住宅用自動火災報知設備とは、別紙4「共同住宅用自動火災報知設備の設置基
準」に定める自動火災報知設備をいう。
- 12移報型住戸用自動火災報知設備とは、別紙5「移報型住戸用自動火災報知設備の設
置基準」に定める自動火災報知設備をいう。

第2特例適用の要件

第3に掲げる特例は、次に定める防火対象物に適用する。

1 防火対象物の種類

防火対象物は、次のいずれかに適合するもの(以下「共同住宅等」という。)であること。

- (1) 消防法施行令(以下「令」という。)別表第1(5)項口に掲げる防火対象物(寄宿舍、下宿又は共同住宅)
- (2) 令第8条の規定により令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物とみなされるもの
- (3) 別紙6「共同住宅等の特例を適用することができる複合用途防火対象物」に定める複合用途防火対象物の部分のうち、令別表第1(5)項口に掲げる用途に供される部分

2 建築構造上の要件

共同住宅等は、次に定める建築構造上の要件に適合すること。

- (1) 主要構造部が耐火構造であること。
- (2) 共用部分、住戸等の厨房及び共用室の壁及び天井の仕上げが不燃材料又は準不燃材料であること。この場合において、当該仕上げが必要とされる住戸等の厨房及び共用室の範囲については、次のとおりであること。

ア 住戸等の厨房

厨房と食堂、居間等とが同一の室である場合には、当該室全体を火気使用部分とみなすこと。ただし、不燃材料で造られた垂れ壁等のうち天井面から35cm以上下方に突出したものにより区画された場合については、この限りでない。

イ 共用室

- (ア) 壁及び天井の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類するものを除く。)に限ること。
- (イ) 天井のない場合については、上階の床又は屋根を含むこと。
- (3) 住戸等と住戸等及び住戸等と共用部分とは、次により区画されていること。
なお、防火区画等の詳細については、別紙7「住戸等の防火区画の基準並びに配管及び配管貫通部の防火措置」によること。

ア 住戸等と住戸等との区画

開口部のない耐火構造の床又は壁で防火区画されていること。ただし、住戸以外の住戸等相互の区画(例 管理人室と倉庫との区画、機械室と電気室との区画等)については、イの規定の例によることができる。

イ 住戸等と共用部分との区画

耐火構造の床若しくは壁又は甲種防火戸若しくは乙種防火戸により区画されていること。この場合において、開口部の構造等については、次によること。

- (ア) 出入口に設けられる甲種防火戸又は乙種防火戸については、自動閉鎖装置付きのものであること。

(イ)換気口その他これに類するもののうち内径150mm以上のものが存する場合には、当該開口部に火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖するダンパーが設けられていること。

ウ区画を介して隣接する開口部からの延焼防止措置

ア又はイの規定により区画された部分の外部に面する開口部から、当該区画された他の部分への延焼を防止するために、アの規定による区画(住戸以外の住戸等相互の区画を除く。)を介して隣接する開口部(換気口その他これに類するもののうち、火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖するダンパーが設けられているもの又は内径150mm未満のものを除く。)が、外壁面から50cm以上突き出した耐火構造のひさし、床、そで壁その他これらに類するもので防火上有効に遮られていること。ただし、アの規定による区画を介して隣接する開口部相互の距離を90cm以上とした場合は、この限りでない。

(4)特定光庭に面する開口部には、別紙8「特定光庭に面する開口部の防火措置」に適合する防火措置がとられていること。

(5)すべての住戸について、別紙9「二方向避難の判断基準」に定める二方向避難が確保されていること。

3消防用設備等上の要件

共同住宅等は、次に定める消防用設備等上の要件に適合すること。

(1)屋内消火栓設備

屋内消火栓設備を設置する場合にあっては、令第11条第3項の規定の例によるほか、湿式により設置すること。

(2)スプリンクラー設備

スプリンクラー設備を住戸及び共用室に設置する場合にあっては、共同住宅用スプリンクラー設備を設置すること。

(3)自動火災報知設備

自動火災報知設備を設置する場合にあっては、共同住宅用自動火災報知設備又は移報型住戸用自動火災報知設備を設置すること。ただし、地階を除く階数が5以下の開放型共同住宅等にあつては、令第21条第2項の規定の例により設置することができる。

(4)連結送水管

連結送水管を設置する場合にあっては、令第29条第2項の規定の例によるほか、湿式により設置すること。

第3消防用設備等の特例

第2に定める要件を満たす共同住宅等については、令第32条の規定を適用し、次に掲げる共同住宅等の区分に応じて、それぞれに定める消防用設備等の設置の特例を認めるものとする。ただし、予想しない特殊な位置、構造、設備、形態等の共同住宅等については、この限りでない。

1 開放型共同住宅等

(1) 消火器具

共同住宅等に次のすべてに適合するように消火器具を設置する場合には、消防法施行規則（以下「規則」という。）第6条の規定を適用しないことができること。

ア 住戸、共用室及び管理人室

室ごとに住宅用消火器を設置すること。

イ 住戸、共用室又は管理人室以外の部分（住戸、共用室又は管理人室に直接面する廊下及び階段室等を除く。）

当該部分の各部分から一の消火器具に至る歩行距離が20m以下となるように消火器具を設置すること。

(2) 屋内消火栓設備

ア 共同住宅等のうち次に掲げる部分には、令第11条第1項及び横浜市火災予防条例（以下「条例」という。）第47条第1項の規定にかかわらず、屋内消火栓設備を設置しないことができること。

（ア）10階以下の階

（イ）11階以上の階の部分の床面積の合計が200㎡以下である場合の当該11階以上の階

（ウ）すべての住戸及び共用室に共同住宅用スプリンクラー設備が設置されている階

イ 階段室型共同住宅等については、令第11条第3項第1号イ及び第2号イ中「水平距離」とあるのを「歩行距離」と読み替えることができること。

ウスキップ型又はメゾネット型の共同住宅等については、イの規定の例により屋内消火栓を（共用の）廊下及び階段室等に設置することができること。

(3) スプリンクラー設備

共同住宅等のうち次に掲げる部分については、令第12条第1項及び条例第48条第1項の規定にかかわらず、スプリンクラー設備を設置しないことができること。

ア 住戸のうち、壁及び天井（天井がない場合については、上階の床又は屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを不燃材料又は準不燃材料でしてあるもの

イ 住戸以外の部分

(4) 屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警

報器具及び非常警報設備

屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報器具及び非常警報設備については、令第19条第1項及び第2項、第20条第1項及び第2項、第33条第1項並びに第24条第1項から第3項までの規定にかかわらず、これら設備を設置しないことができること。

(5) 自動火災報知設備

ア地階を除く階数が2以下の共同住宅等については、令第21条第1項及び条例第51条第1項の規定にかかわらず、自動火災報知設備を設置しないことができること。

イ共同住宅用スプリンクラー設備を設置した住戸等には、自動火災報知設備を設置しないことができること。

ウ第2の3(3)ただし書の規定に基づき自動火災報知設備を設置する場合には、規則第23条の規定にかかわらず、別紙5「移報型住戸用自動火災報知設備の設置基準」の3の規定の例により感知器を設置することができること。

(6) 避難器具及び園定避難用タラップ

第2の2(5)の要件となっていない場合には、令第25条第1項及び条例第55条第1項の規定にかかわらず、避難器具及び園定避難用タラップを設置しないことができること。

(7) 誘導灯及び誘導標識

採光上有効で、かつ、開放型の廊下及び階段室等の部分には、令第26条第1項の規定にかかわらず、誘導灯及び誘導標識を設置しないことができること。

(8) 連結送水管

ア連結送水管の配管をループ方式とし有効な送水が得られると認められる場合には、規則第31条第1号の規定にかかわらず、送水口を1以上とすることができること。

イ階段室型共同住宅等については、次によることができること。

(ア) 10階以下の階

放水口を各階段ごとに3階に設置し、かつ、各階段ごとに4階層以内ごとに設置する場合には、令第29条第2項第1号中「水平距離」とあるのを「歩行距離」と読み替えることができること。

(イ) 11階以上の階

①放水口を各階段ごとに11階に設置し、かつ、各階段ごとに3階層以内ごとに設置する場合には、令第29条第2項第1号中「水平距離」とあるのを「歩行岬撃」と読み替えることができること。

②令第29条第2項第4号イの規定にかかわらず、放水口を単口形とすることができること。 則第31条第6号ロの規定にかかわらず、放水用器具の設置個数を長さ2

Omのホース2本以上及び筒先1本以上とすることができること。

ウスキップ型又はメゾネット型の共同住宅等については、イの規定の例により放水口及び放水用器具を(共用の)廊下及び階段室等に設置することができること。

(9) 非常コンセント設備

ア階段室型共同住宅等については、次によることができること。

非常コンセントを各階段ごとに11階に設置し、かつ、各階段ごとに3階層以内ごとに設置する場合には、令第29条の2第2項第1号中「水平距離」とあるのを「歩行距離」と読み替えることができること。

イ スキップ型又はメゾネット型の共同住宅等については、アの規定の例により非常コンセントを(共用の)廊下及び階段室等に設置することができること。

(10) 非常電源

屋内消火栓設備、スプリンクラー設備並びに水噴霧消火設備及び泡消火設備の非常電源については、条例第47条第5項(第48条第5項及び第49条第4項においてその例による場合を含む。)の規定にかかわらず、自家発電設備又は蓄電池設備の設置に替えて、専用受電設備を設置することができること。

2 開放型共同住宅等以外の共同住宅等

1((3)(15階以上の階に存する住戸及び共用室に係る部分に限る。)及び(7)を除く。)の規定の例によること。この場合において、当該共同住宅等の位置、構造、設備の状況等から判断して、15階以上の階に存する住戸及び共用室に共同住宅用スプリンクラー設備を設置しなくても、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができる」と認められる場合については、当該部分に共同住宅用スプリンクラー設備を設置しないことができること。

第4 その他

1 階数の算定方法

(1) 本通知中「〇〇階以下の階」とは、地階を含むものであること。

(2) 令第8条に規定する区画により他の用途の防火対象物とみなされる階を有する共同住宅等の階の算定については、当該他の用途の防火対象物とみなされる階を含めること。

(3) スキップ型又はメゾネット型の共同住宅等の階数は、各住戸ごとによるものではなく、各階単位によるものであること。

2 共同住宅等のうち独立した用途に供される部分の取扱い

共同住宅等のうち、「令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いについて」(昭和50年4月15日付け消防予第41号, 消防安第41号)記1(2)に定める「独立した用途に供される部分」に該当する部分については, 住戸等とみなして第2及び第3を適用するものとする。

3 傾斜地等の複雑な地形の場所に建築される共同住宅等の取扱い

傾斜地等の複雑な地形の場所に建築される共同住宅等については, 当該防火対象物の有する火災発生危険性, 火災拡大危険性, 消火活動困難性, 避難困難性等を勘案し, 本通知の規定と同等の安全性を確保するために必要又は不要であると認められる場合には, 建築基準法上の階数に基づき適用される規定にかかわらず, 消防用設備等の設置について合理的な運用をするものとする。

別紙 1

開放型の廊下及び階段室等の判断基準

「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例」第1, 5に規定する開放型の廊下及び階段室等の判断基準は、次のとおりとする。

1 開放型の廊下

次の(1)及び(2)に適合すること。

(1) 外壁面の直接外気が流通する部分の面積(廊下の両端部の面積を除く。)は、当該階の当該廊下に面する見付面積の3分の1を超えること。この場合において、直接外気が流通する部分については、次によること。

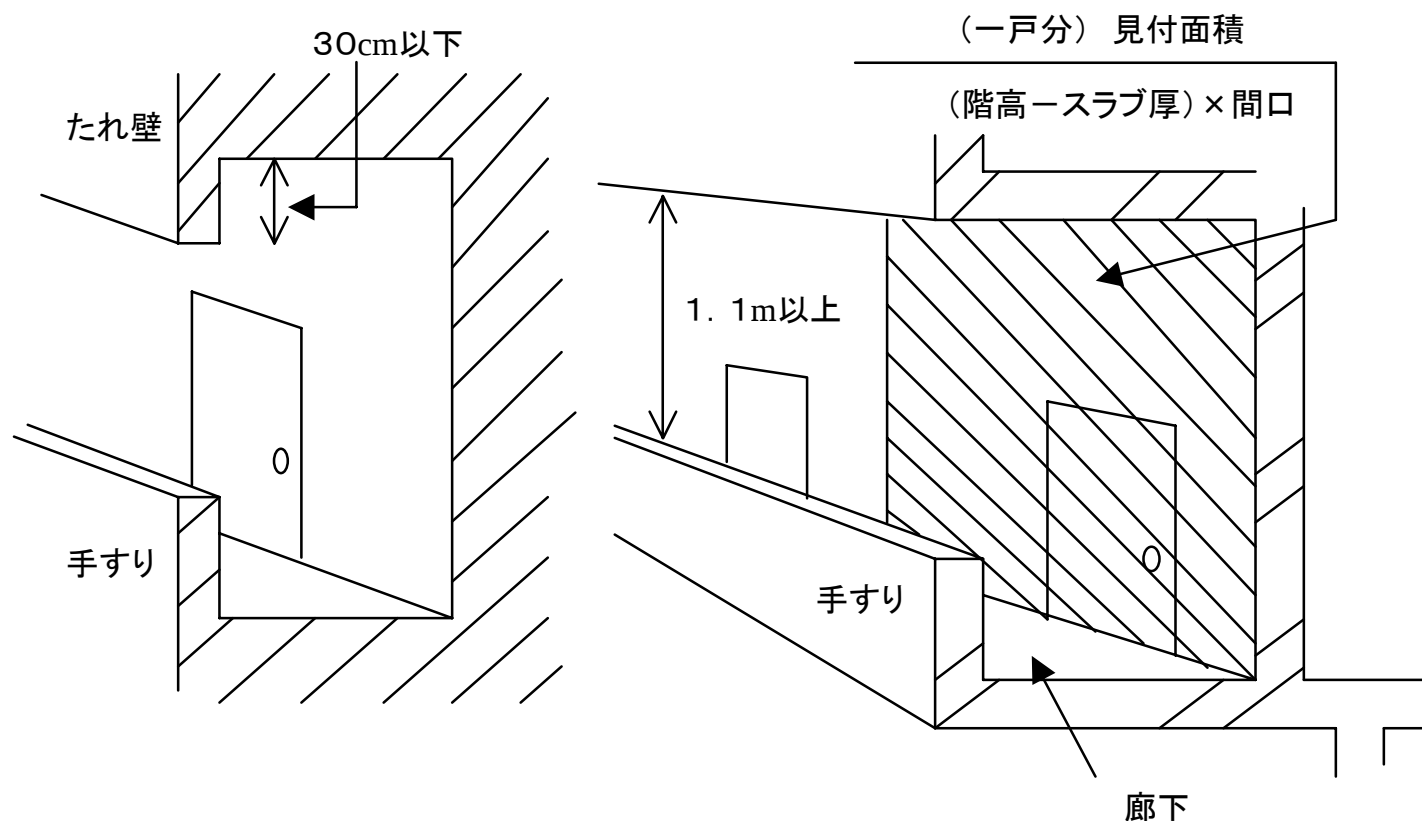
ア 直接外気が流通する部分について、手すり等の上端から小梁、たれ壁等の下端までの高さは1.1m以上であること。

イ 廊下の外壁面に下方へ小梁、たれ壁等を設ける場合は、天井面から小梁、たれ壁等の下端までの高さは30cm以下であること。ただし、直接外気が流通する部分の上端が床面より2m以上の位置にある場合は、50cm以下とすることができる。

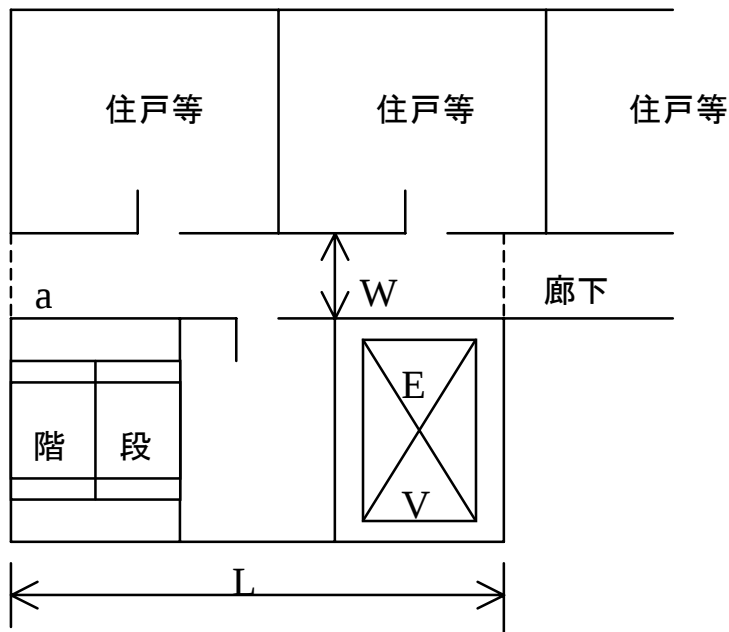
ウ 直接外気が流通する部分として面積算入するのは、天井の高さの1/2以上の部分に限ること。

エ 隣地境界線若しくは他の建築物等の外壁から1m以下の距離にある部分又は特定光庭に面している部分は、直接外気が流通する部分に該当しないものであること。

オ 防風のためのスクリーン等が設けられている部分は、直接外気が流通する部分に該当しないものであること。



(2)片廊下で廊下の一部に階段室、エレベーター等外気の流通を妨げる部分が設けられている場合には、 L は、 $8W$ 以下で、かつ、 12m 以下(a 部分が閉鎖されている場合には、 $4W$ 以下で、かつ、 6m 以下)であること。



L : 非開放の廊下部分の長さ

W : 非開放の廊下部分の幅

a : 非開放の廊下端部、

2開放型の階段室等

階段の各階又は各階の中間の部分ごとに設ける直接外気に開放された排煙上有効な開口部で、次の(1)及び(2)に該当するものが設けられていること。この場合において、1(1)エの規定を準用すること。

(1)開口部の開口面積は、 2m^2 以上であること。

(2)開口部の上端は、当該階段の部分の天井の高さの位置にあること。ただし、階段の部分の最上部における当該階段の天井の高さの位置に 50ocm^2 以上の外気に開放された排煙上有効な換気口がある場合は、この限りでない。

3廊下型の部分と階段室型の部分とが混在する共同住宅等

廊下型の部分と階段室型の部分について、それぞれ1及び2の規定に適合していること。

4避難階又は共同住宅等(「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例」第

2, 1(2)又は(3)に定めるものに限る。)の最下階にエントランスホール等が設けられたために開放型共同住宅等以外の共同住宅等となるものについては、避難上支障がなく、かつ、上階に煙が流入するおそれのない場合に限り、開放型共同住宅等とみなすものであること。

別紙 2

特定光庭の判断基準

「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例」第1, 9に規定する特定光庭の判断基準は、次のとおりとする。

1 特定光庭とは、光庭（採光のために設ける屋根のない吹き抜け状の空間をいう。以下同じ。）のうち、次表に掲げる光庭部分の高さの区分に応じそれぞれ同表に定める外壁間の距離を有するものをいう。

光庭部分 の高さ	外壁間の距離
15m以下	各住戸等の光庭に面する外壁間の距離（光庭部分を介して対面する各住戸等の外壁間の距離をいい、各住戸等が廊下を介して光庭部分に面する場合にあっては、光庭を介して対面する当該廊下の手すり、腰壁等の間の距離をいう）以下同じ-）が6m未満
15mを超えるも。	各住戸等の光庭に面する外壁間の距離が、当該部分の高さの $1/2.5$ の距離未満 ただし、光庭部分の上昇温度が次式を満たす場合にあっては、特定光庭に該当しないものとすることができる。 $\Delta T \leq 4^{\circ}\text{C}$ ΔT は、光庭部分の上昇温度であって、次の式により求めた値（単位 $^{\circ}\text{C}$） $\alpha \text{ は、次の式により求めた値}$ γ は、給気口率であって、次の式により求めた値（単位 %） $A' \text{ は、光庭部分に面して常時開放された給気口の面積（単位 } \text{m}^2 \text{）}$ A は、光庭部分の最小水平投影面積（単位 m^2） Q は、光庭部分に面する各住戸等について、次の式により、それぞれ求めた発熱速度の最大値（単位 kW）

$$Q_x = 400 (m u h + \dots + a_n J h)$$

Q_x は、光庭部分に面する一の住戸等の発熱速度
(単位 kw)

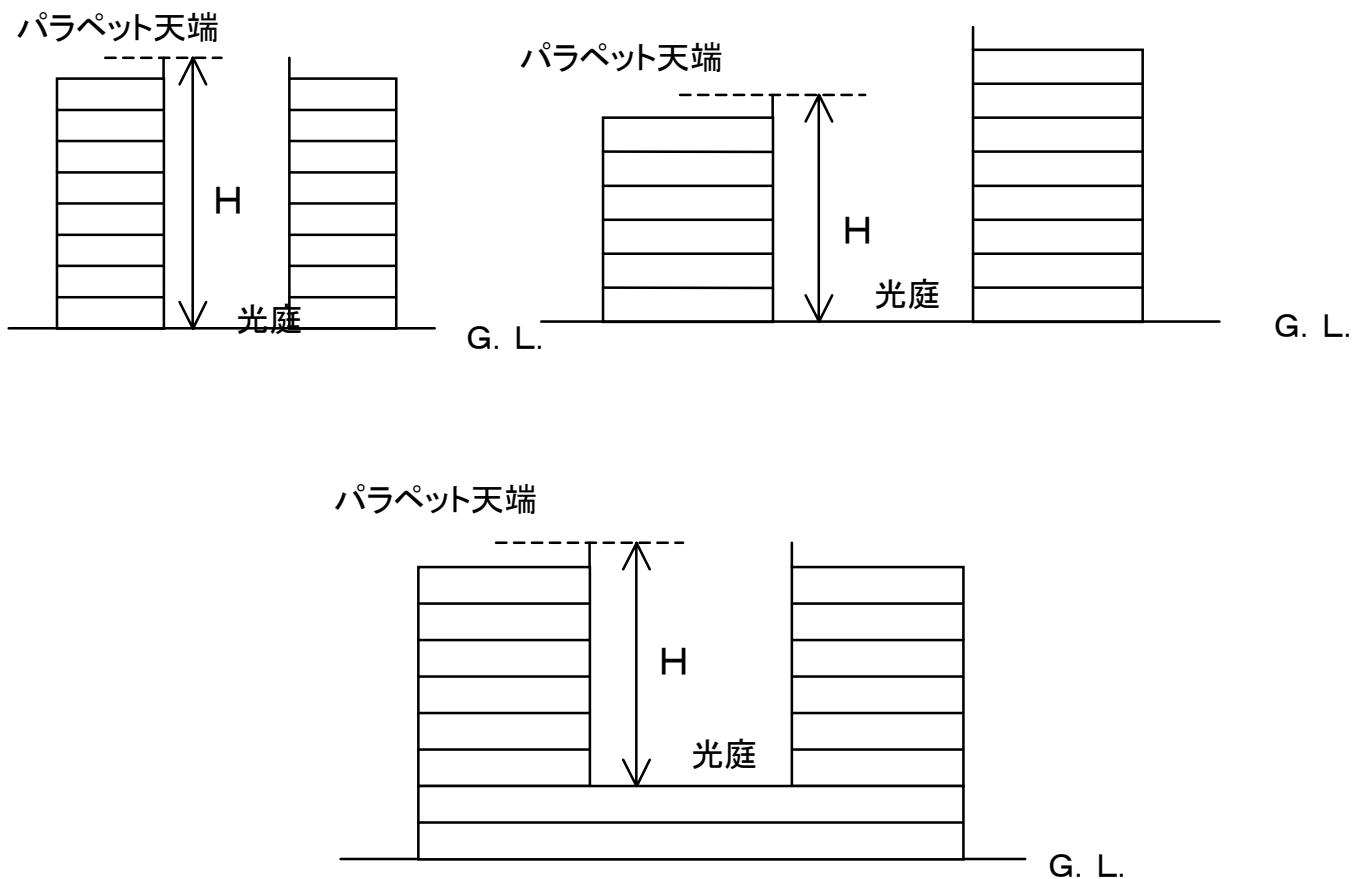
$a_1 \sim a_n$ は、当該住戸等の開口部のうち光庭部分に面するものの面積(単位 m^2)

$h_1 \sim h_n$ は、当該住戸等の開口部のうち光庭部分に面するものの高さ(単位 m)

D は、各住戸等の光庭に面する外壁間の距離(単位 m)

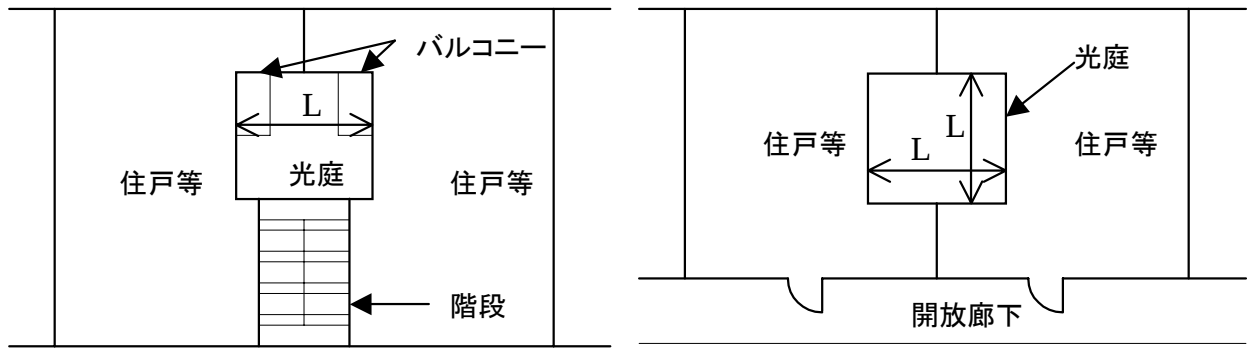
(1) 光庭部分の高さ

「光庭部分の高さ」とは、光庭の底部から頂部(パラペットの天端)までの距離をいうものであること(下図のH)。



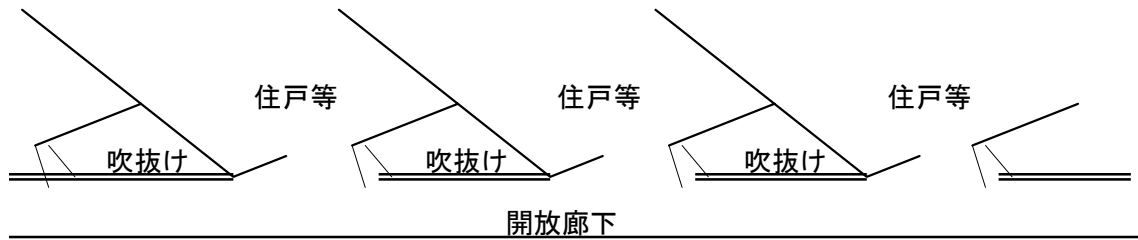
(2) 外壁間の距離

「外壁間の距離」とは、各住戸等の光庭に面する外壁間の距離をいうものであること。



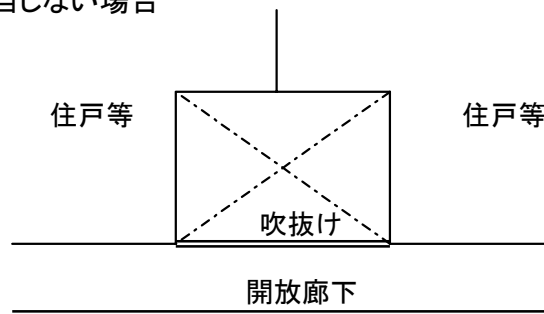
2共同住宅等に存する光庭又は吹抜け状の空間が、特定光庭に該当する形状かどうかについては、次の例を参考にして判断するものとする。

(1) 特定光庭に該当しない場合



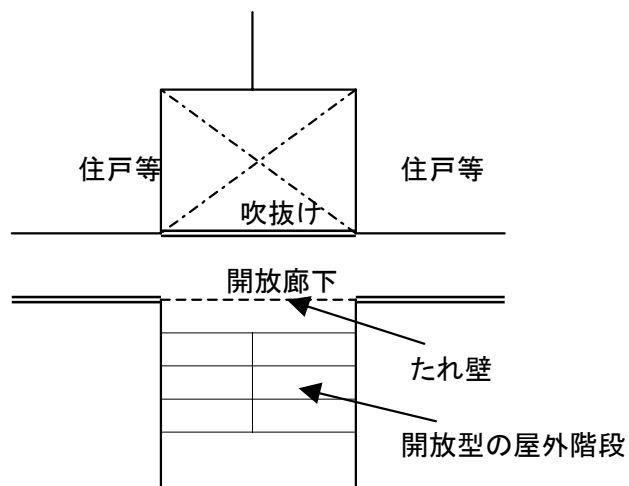
判定：開放型の廊下に接する吹抜けの部分について、当該廊下の手すり等の上端から小梁、たれ壁等の下端までの高さが1.1m以上であれば、特定光庭に該当しない。

(2) 特定光庭に該当しない場合



判定：開放型の廊下に接する吹抜けの部分について、当該廊下の手すり等の上端から小梁、たれ壁等の下端までの高さが1.1m以上であれば、特定光庭に該当しない。

(3) 特定光庭に該当しない場合



判定: 開放型の屋外階段に接する吹抜けの部分については、特定光庭に該当しない。

別紙 3

共同住宅用スプリンクラー設備の設置基準

「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例」第1, 10に規定する共同住宅用スプリンクラー設備の設置基準は、次のとおりとする。

1 スプリンクラーヘッド

- (1) 小区画型ヘッド(閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令(昭和40年自治省令第2号)第2条第1号の2に規定するものをいう。)1種のヘッドを用いること。
- (2) スプリンクラーヘッドは、住戸及び共用室の厨房(住宅用自動消火装置により有効に防護されている部分を除く。), 居室及び収納室(納戸等で4㎡以上のものをいう。)に設けるものとする。
- (3) 天井に、その部分から—のスプリンクラーヘッドまで水平距離が2.6m以下となるように設けること。
- (4) 外部から衝撃が加わるおそれのある場所に設置する場合には、当該ヘッドに外部から衝撃が加わらないための保護措置を講じること。
- (5) その他、規則第13条の3第2項(第1号を除く。)及び規則第14条第1項第7号の規定の例によること。

2 制御弁

- (1) 住戸又は共用室ごとに設けること。
- (2) バイプシャフト等外部から操作でき、かつ、外部の者に容易にいたずらされない場所に設け、どの住戸又は共用室のものか区別できるよう表示すること。
- (3) 閉止時には、当該制御弁に係る配管系の表示器の赤色の表示灯が点滅するよう措置されていること。
- (4) 表示器は、住戸又は共用室外の住棟受信機等から点灯できるよう措置された場合を除き、電源停止時に1時間以上(3)に規定する点滅ができるよう措置されていること。

3 自動警報装置

- (1) スプリンクラーヘッドの開放により信号を発するものとする。
- (2) 発信部は、住戸又は共用室ごとに設けるものとする。

- (3) 受信部は、表示装置又は住棟受信機等とすること。
- (4) 自動警報装置の2次側の配管には、規則第14条第1項第5号の2口に定める末端試験弁に準じて、試験弁を設けること。
- (5) その他、規則第14条第1項第4号ホの規定の例によること。

4 音声警報、スピーカー等

- (1) 住戸又は共用室に共同住宅用自動火災報知設備が設置されていない場合における音声警報機能等、警報範囲、メッセージ内容、スピーカー、戸外表示器等については、「別紙4共同住宅用自動火災報知設備の設置基準」8、9((1)イに係る部分に限る。)、10及び11に定めるところに準じて措置すること。
- (2) 住戸又は共用室に共同住宅用自動火災報知設備が設置されている場合における警報にあつては、省略することができること。

5 作動表示

- (1) 表示器は、次によること。

ア 住戸又は共用室内のスプリンクラ＝ヘッドが開放した場合に点滅するものであること。

イ その他、「別紙4共同住宅用自動火災報知設備の基準」11((1)イを除く)に定めるところによること。

ウ 当該住戸、共用室又は管理人室に共同住宅用自動火災報知設備が設けられる場合にあつては、当該戸外表示器の表示灯を共用できるものであること。

- (2) スプリンクラーヘッドが開放した旨の信号は、管理人室等に設置された表示装置において、受信できるように措置されていること。この場合における表示は、開放した旨及び開放した住戸又は共用室の存する階又は階段室がわかるものであること。ただし、管理人室等に人がいないことのある共同住宅等については、開放表示等を確認するのに支障のない場所に設けることで足りるものであること。

なお、当該住戸又は共用室に共同住宅用自動火災報知設備が設置されている場合にあつては、当該表示装置を住棟受信機とすることができること。この場合における表示は、火災表示と識別できるように措置されていること。

6 放水性能等

- (1) 4個のスプリンクラーヘッドを同時に使用した場合に、それぞれの先端において、放水圧力が1kgf/cm²以上で、かつ、放水量が50リットル/分以上の性能のものとす

ること。

(2) 水源は、その水量が4m³以上の量となるように設けること。

(3) 加圧送水装置は、ポンプの吐出量を220リットル／分以上とするほか、令第12条第2項第6号並びに規則第14条第1項第5号及び第11号(ハ(イ)を除く。)の規定の例によること。

7 送水口、非常電源、起動装置、操作回路の配線、配管及び貯水槽等

(1) 送水口は、令第12条第2項第7号及び規則第14条第1項第6号の規定の例によること。ただし、単口形とすることができること。

(2) 非常電源は、規則第14条第1項第6号の2の規定の例によること。この場合における表示・警報に要する非常電源の容量は、5住戸分に相当する負荷に供給できるものとする。

(3) 起動装置は、規則第14条第1項第8号イ(ロ)の規定の例によること。

(4) 操作回路の配線及び住棟受信機への信号配線は、規則第12条第1項第5号の規定の例によること。

(5) 配管は、初期火災の熱により機能に支障を生じない材料を用いるか又は機能に支障を生じない措置を講じるほか、規則第14条第1項第10号の規定の例によること。

(6) 貯水槽等は、規則第14条第1項第12号の規定の例によること。

別紙 4

共同住宅用自動火災報知設備の設置基準

「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例」第1, 11に規定する共同住宅用自動火災報知設備の設置基準は、次のとおりとする。

1 共同住宅用自動火災報知設備の構成及び機能

共同住宅用自動火災報知設備の構成及び機能は、次のとおりとすること。

- (1) 共同住宅用自動火災報知設備は、住棟受信機、中継器、P型3級又はGP型3級受信機、戸外表示器、感知器等から構成されること。
- (2) 住戸及び共用室には、P型3級又はGP型3級受信機を設けること。
また、住戸及び共用室に設ける感知器は、P型3級又はG P型3級受信機に直接又は中継器を介してこれらの受信機に接続されていること。この場合のP型3級若しくはGP型3級受信機又は中継器は、火災が発生した旨の警報を発するための信号を住棟受信機に移報する機能を有すること。
- (3) 住戸等(住戸及び共用室を除く。)及び共用部分に設ける感知器は、住棟受信機に直接接続されていること。
なお、火災が発生した旨の警報を発するための信号を住棟受信機に移報する機能を有するP型3級若しくはGP型3級受信機又は中継器を住戸等(住戸及び共用室を除く。)及び共用部分の適切な位置に設置する場合にあっては、二れらを介して住棟受信機に接続することができること。
- (4) 住棟受信機は、住戸、共用室等に設置されたP型3級又はGP型3級受信機から、火災が発生した旨の警報を発するための信号を受信した場合において当該受信機が存する警戒区域に係る火災表示が行えるものであること。

2 警戒区域

警戒区域の階、面積及び一辺の長さは、令第21条第2項の規定の例によるものとする。

ただし、次によることができるものとする。

- (1) iメゾネット型住戸等の階数は1とみなすことができること。
 - (2) 警戒区域の面積は、1, 500㎡以下とすることができること。
- 《3》階段室型共同住宅等にあっては、一の階段室等に主たる出入口が面している住戸等及び当該階段室等を単位として、5階以下ごとを一の警戒区域とすることができること。

- (4) 廊下型共同住宅等にあつては、警戒区域の一辺の長さは100m以下とすることができること。
- (5) 廊下型共同住宅等の階段室等は、それぞれ一の警戒区域とすること。

3 感知器

(1) 設置場所

感知器は、次の場所に設けること。

ア 住戸内の厨房、居室、収納室(納戸等で4㎡以上のものをいう。)及び階段
イ 共用室、管理入室、倉庫(4㎡以上のものをいう。)、電気室、機械室その他これらに類する室

ウ 直接外気に開放されていない共用部分

- (2) 感知器の種別及び設置については、規則第23条第4項から第7項までの規定に準ずるほか、次によること。

ア 住戸等内の感知器は、自動試験機能等対応型感知器(火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和56年自治省令第17号)第2条第19号の3に規定されるものをいう。以下同じ)とし、差動式スポット型若しくは補償式スポット型の感知器のうち2種のもの、定温式スポット型感知器のうち特種のもの(公称作動温度が60度又は65度のもの)、煙感知器のうち2種若しくは3種のもの若しくはこれらの種別を有する感知器又は規則第23条第7項に定めるところによりこれらの感知器の種別と同等に表示温度等を設定されたアナログ式感知器であること。ただし、住戸以外の部分に設ける感知器にあつては、自動試験機能等対応型感知器としないことができること。

イ 規則第23条第5項の規定により煙感知器を設けなければならない場所(階段及びエレベーターの昇降路を除く。)には、差動式スポット型若しくは補償式スポット型の感知器のうち1種若しくは2種のもの、定温式スポット型感知器のうち特種のもの(公称作動温度が60度又は65度のもの)若しくはこれらの種別を有する感知器又は規則第23条第7項に定めるところによりこれらの感知器の種別と同等に表示温度等を設定されたアナログ式感知器を設けることで足りるものであること。
ウ 共用部分の廊下又は通路に設置する熱感知器は、歩行距離15mにつき1個以上の個数を火災を有効に感知するように設けること。

エ 共用部分の階段又は傾斜路に設置する感知器は、各階ごとに1個以上の個数を火災を有効に感知するように設けること。ただし、煙感知器を設ける場合にあつては、5階までごとに1個以上の個数とすることができる。

4 中継器

中継器の設置は規則第23条第9項の規定の例によること。

5 配線

配線は、次に定めるところによるほか、規則第24条第1号の規定の例によること。

- (1) 住棟受信機からP型3級受信機又はGP型3級受信機、戸外表示器及びスピーカー（共用部分に設けられるものに限る。）までの配線は、規則第12条第1項第5号の規定に準じて設けられていること。
- (2) 非常電源を外部から供給する方式のP型3級受信機又はGP型3級受信機に係る電線は、規則第12条第1項第4号二の規定に準じて設けられていること。ただし、火災により直接影響を受けるおそれのない部分に設置する電線にあっては、同項第5号の規定に準じて設けることで足りること。

6 住棟受信機

- (1) 住棟受信機は、規則第24条第2号の規定の例によること。
なお、規則第24条第2号二の規定に適合しない場合については、火災表示等を確認するのに支障のない場所に設けることで足りるものであること。
- (2) 同一敷地内に2棟以上の共同住宅等がある場合は、火災対応が十分できる範囲内ごとに一の住棟受信機を設けることで足りるものであること。

7 電源及び非常電源

- (1) 電源は、規則第24条第3号の規定の例によること。特に、GP型3級受信機又はP型3級受信機の電源にあっては、各住戸又は共用室ごとに交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させないでとるとともに、未入居、長期間の留守等時に一般電源の開閉器が遮断された場合であっても、感知器及び戸外表示器等の機能に支障がないように措置されていること。
- (2) 非常電源は、令第21条第2項第4号及び規則第24条第4号の規定の例によること。
なお、GP型3級受信機又はP型3級受信機の非常電源にあっては、当該受信機の電源が停止状態となった場合に、当該住戸又は共用室に係る感知器、音声警報及び戸外表示器等の機能に支障がないよう措置されていれば足りるものであること。

また、音声警報にあつては、感知器が作動した住戸又は共用室のみに発せられれば足りるものであること。

8 音声警報機能等

(1) 音声警報音の構成

音声警報音は、シグナル及びメッセージにより構成するものであること。

(2) シグナル等

シグナルは、非常警報設備の基準(昭和48年消防庁告示第6号)第4、4(2)によること。

(3) メッセージの内容

メッセージは、「感知器が作動した旨の警報」にあつては女声により、また、「火災が発生した旨の警報」にあつては男声によるものとし、9に示す警報内容の例又はこれに準ずるものとする。

(4) 音声警報音の音質

音声警報音は、サンプリング周波数8キロヘルツ以上及び再生周波数帯域3キロヘルツ以上のAD-PCM符号化方式による音声合成音又はこれと同等以上の音質及び信頼性を有するものであること。

(5) 音声警報音の構成

音声警報音による放送は、次によること。

ア「感知器が作動した旨の警報」にあつては、火災が発生した旨の警報が発せられるまでの間又は警報の停止操作がされるまでの間、第1シグナル、感知器が作動した旨のメッセージ、1秒間の無音状態の順に連続する警報を1単位として、これを連続して繰り返すものとする。

イ「火災が発生した旨の警報」にあつては、第1シグナル、火災が発生した旨のメッセージ、1秒間の無音状態、第1シグナル、火災が発生した旨のメッセージ、1秒間の無音状態、第2シグナルの順に連続する放送を1単位とし、アの時間を含めて10分間以上連続して繰り返すものとする。

9 警報範囲、メッセージ内容等

感知器が作動した場合及び火災が確認された場合における警報範囲、メッセージ内容等については、次に掲げるとおりである。

(1) 住戸又は共用室内の感知器が作動した場合

住戸又は共用室内の感知器が作動した場合にあつては、「感知器が作動した旨の警

報」及び「火災が発生した旨の警報」に分けて、それぞれ次のように警報を発すること。

ア感知器が作動した旨の警報

①警報範囲当該住戸又は共用室及び管理人室

②メッセージ内容「火災感知器が作動しました。確認して下さい。」

③警報機能

a火災の発生の有無を確認し、非火災報の場合には警報音停止スイッチ等を実行することにより、警報が停止すること。

b移報停止の操作がされないで一定の時間経過した場合、その他火災と判断できる信号が受信された場合には、火災が発生した旨の警報が発せられること。

イ火災が発生した旨の警報

①警報範囲

a当該出火住戸又は共用室及び管理人室

b廊下型共同住宅等

当該出火住戸又は共用室が2階以上の場合にあつては出火階及びその直上階、1階の場合にあつては出火階、その直上階及び地階、地階の場合にあつては出火階、その直上階及びその他の地下階

c階段室型共同住宅等

当該出火住戸又は共用室が所在する階段室等に面する住戸又は共用室、管理人室及び階段室等（開放型の廊下及び階段室等に該当するものを除く。）で5階層以下を1ブロックとしてそのブロック及び直上ブロック

②メッセージ内容

「火事です。火事です。〇〇で火災が発生しました。安全を確認の上避難して下さい。」

〇〇には、階、住戸番号又は共用室名等を挿入すること。なお、共同住宅等の形態から出火室が容易に特定できる場合にあつては、「この近所」とすることができること。

③警報機能

各住戸又は共用室ごと及び管理人室に警報を停止することのできる機能を設けることができること。

ウ火災の確認の判断方法

①感知器作動後一定の時間（2分以上5分以下の範囲内で設定した時間）経過した場合

②その他火災と判断できる信号が受信された場合

2)管理人室、倉庫等（倉庫、機械室、電気室その他これらに類する室をいう。以下同

じ。)又は共用部分(階段, エレベータ機械室等のたて穴部分を除く。以下この(2)において同じ。)の感知器が作動した場合

管理人室, 倉庫等又は共用部分の感知器が作動した場合にあっては, 「感知器が作動した旨の警報」及び「火災が発生した旨の警報」に分けて, それぞれ次のように警報を発すること。

なお, この場合において, 「火災が発生した旨の警報」が感知器の作動後60秒以内に発せられた場合にあっては, 「感知器が作動した旨の警報」を省略することができること。

ア感知器が作動した旨の警報

①警報範囲当該感知器が設置されている管理人室, 倉庫等又は共用部分の警戒範囲

②メッセージ内容

「〇〇の火災感知器が作動しました。確認して下さい。」

〇〇には, 階, 管理人室の名称, 倉庫等の名称又は共用部分の名称を挿入すること。なお, 共同住宅等の形態から出火部分が容易に特定できる場合にあっては, 「この近所」とすることができること。

③警報機能

a火災の発生の有無を確認し, 非火災報の場合には警報音停止スイッチ等进行操作することにより, 警報が停止すること。

b移報停止の操作がされないで一定の時間経過した場合には, 火災が発生した旨の警報が発せられること。

なお, 火災と判断できる信号が受信できる場合にあっては, 当該信号により火災が発生した旨の警報が発せられること。

イ火災が発生した旨の警報

①警報範囲

a当該出火管理人室, 倉庫等又は共用部分

b廊下型共同住宅等

当該出火管理人室, 倉庫等又は共用部分が2階以上の場合にあっては出火階及びその直上階, 1階の場合にあっては出火階, その直上階及び地階, 地階の場合にあっては出火階, その直上階及びその他の地下階

c階段室型共同住宅等

当該出火管理人室, 倉庫等又は共用部分の面する階段室等及びその階段室等に面する住戸等で5階層以下を1ブロックとしてそのブロック及び直上ブロック

②メッセージ内容

「火事です。火事です。〇〇で火災が発生しました。安全を確認の上避難して下さい。」

〇〇には、階、管理人室の名称、倉庫等の名称又は共用部分の名称を挿入すること。なお、共同住宅等の形態から出火部分が容易に特定できる場合にあっては、「この近所」とすることができること。

③警報機能

各住戸又は共用室ごと及び管理人室に警報を停止することのできる機能を設けることができること。

ウ火災の確認の判断方法

感知器作動後一定の時間(2分以上5分以下の範囲内で設定した時間)経過した場合

なお、火災と判断できる信号が受信できる場合にあっては、当該信号が受信された場合

(3)階段又はエレベータの昇降路(以下「階段等」という。)に設けられた感知器が作動した場合

階段等に設けられた感知器が作動した場合にあっては、「感知器が作動した旨の警報」及び「火災が発生した旨の警報」に分けて、それぞれ次のように警報を発すること。

なお、この場合において、「火災が発生した旨の警報」が感知器の作動後60秒以内に発せられた場合にあっては、「感知器が作動した旨の警報」を省略することができること。

ア感知器が作動した旨の警報

①警報範囲 当該感知器が設置されている階段等の警戒範囲

② メッセージ内容

「〇〇の火災感知器が作動しました。確認して下さい。」

〇〇には、階段等の名称を挿入すること。なお、共同住宅等の形態から出火部分が容易に特定できる場合にあっては、「この近所」とすることができること。

③警報機能

a火災の発生を確認し、非火災報の場合には警報音停止スイッチ等进行操作することにより、警報が停止すること。

b移報停止の操作がされないで一定の時間経過した場合には、火災が発生した旨警報が発せられること。

なお、火災と判断できる信号が受信できる場合にあっては、当該信号により火災が発生した旨の警報が発せられること。

イ火災が発生した旨の警報

①警報範囲

a階段の場合

当該階段室，当該階段室に面する住戸等（廊下型共同住宅等の住戸等を除く。及び階段室等の共用部分

bエレベータの昇降路の場合

(a)廊下型共同住宅等

機械室が設置されている直近階の住戸等及び共用部分

(b)階段室型共同住宅等

機械室が存する直近ブロックの階段室及び階段室に面する住戸等及び共用部分

②メッセージ内容

「火事です。火事です。〇〇で火災が発生しました。安全を確認の上避難して下さい。」

〇〇には，階段等の名称を挿入すること。なお，共同住宅等の形態から出火部分が容易に特定できる場合にあっては，「この近所」とすることができること。

③警報機能

各住戸又は共用室ごと及び管理人室に警報を停止することのできる機能を設けることができること。

ウ火災の確認の判断方法

感知器作動後一定の時間（2分以上5分以下の範囲内で設定した時間）経過した場合

なお，火災と判断できる信号が受信できる場合にあっては，当該信号が受信された場合

10 スピーカー

スピーカーは，次によること。

ただし，住戸等に設ける音響装置にあっては，規則第24条第5号に定める地区音響装置を設けないことができるものとする。

(1)スピーカーの種類

ア住戸又は共用室内に設けるもの

P型3級受信機若しくはGP型3級受信機又はこれと同等以上の音圧を出力できるスピーカーとすること。

イ 住戸又は共用室以外の部分に設けるもの

規則第25条の2第2項第3号イに定めるL級，M級若しくはS級又はこれらに

準じた音圧を出力できるスピーカーとすること。

(2) スピーカーの設置

スピーカーは、直接外気に開放された共用部分以外の部分に、次により設けること。

ア 住戸又は共用室に設ける場合

(1) アに定めるものを1個設けること。ただし、メゾネットタイプ等でこれで住戸又は共用室内の全域に有効に音声警報音が伝わらないおそれがある場合については2個以上設けること。

イ 住戸又は共用室以外の部分に設ける場合

規則第25条の2第2項第3号ロに定めるところによること。

11 戸外表示器

戸外表示器は、次により設置すること。

(1) 次に定める火災表示灯を有すること。

ア 赤色であること。

イ 住戸又は共用室内の火災感知器が作動した場合に点滅するものであること。

ウ 概ね3m離れた位置において点滅していることが明確に識別することができること。

(2) 音響装置は、次によること。

ア 音響装置は、スピーカーとし、音圧は、取り付けられた音響装置の中心から1m離れた位置で70dB以上であること。

イ 戸外表示器の音響装置は、当該住戸又は共用室内の受信機等と連動して「火災が発生した旨の警報」を発することとし、9(1)イの規定の例により警報を発するものであること。

(3) 次に適合する場所に設けられていること。

ア 各住戸又は共用室の主たる出入口の外部で、火災表示灯が当該住戸又は共用室が面する共用部分から容易に識別できる場所

イ 点検に便利な場所

ウ 防滴措置がなされているものを除き、雨水のかかるおそれのない場所

12 点検対策

共同住宅用自動火災報知設備については、設置後における定期点検を含む維持管理を適正に行うために、次に掲げる措置が講じられていること。

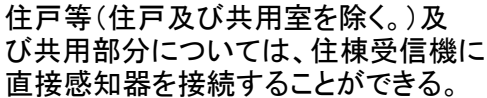
ただし、共用室又は共用部分に設置されるものにあつては、この限りでない。

- (1) 自動試験機能付きの自動火災報知設備又は遠隔試験機能付きの自動火災報知設備とすることにより、住戸等内に設けられた感知器の機能の異常が当該住戸等の外部(住棟受信機(当該共同住宅等を監視する受信機をいう。以下同じ。))を含む。(2)から(4)までにおいて同じ。)から容易に確認することができるよう措置されていること。
- (2) 自動火災報知設備の感知器及びスピーカーの信号回路の配線(インターホン等と共用し、常時使用される部分を除く。)の導通状況を、当該住戸等の外部から容易に確認することができるよう措置されていること。
- (3) 遠隔試験機能付きの自動火災報知設備のうち、点検時に外部試験器を中継器に接続することにより行う方式による場合にあっては、当該中継器を当該住戸等の外部で点検のしやすい位置に設置すること。
- (4) P型3級又はGP型3級受信機及び戸外表示器にあっては、当該住戸等の外部からそれらの機能が確認できるように措置されていること。
- (5) 点検時において、当該住戸等内のP型3級又はGP型3級受信機の警報は、鳴動しない措置が講じられていること。

13 その他

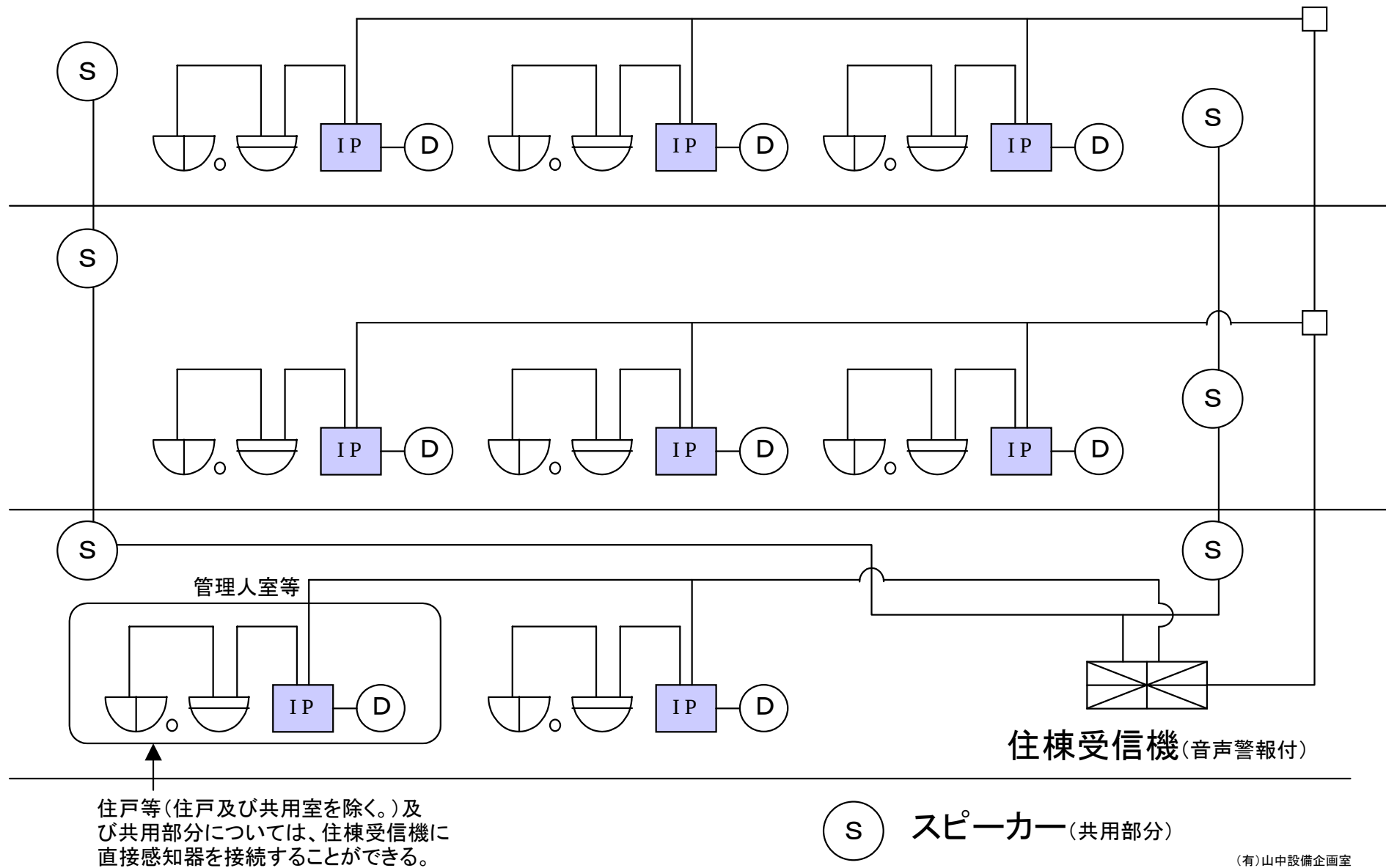
その他共同住宅用自動火災報知設備の設置にあたっては、規則第24条第6号から第8号まで並びに第24条の2の規定の例によるものとする。

自動火災報知設備系統図(共同住宅用自動火災報知設備 その1)



⑤ スピーカー(共用部分)

自動火災報知設備系統図(共同住宅用自動火災報知設備 その2)



別紙 5

移報型住戸用自動火災報知設備の設置基準

「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について」第1, 12に規定する移報型住戸用自動火災報知設備の設置基準は、次のとおりとする。

1 移報型住戸用自動火災報知設備の構成及び機能

移報型住戸用自動火災報知設備の構成及び機能は、次のとおりとすること。

- (1) 移報型住戸用自動火災報知設備は、住棟受信機、地区音響装置、P型3級又はGP型3級受信機、戸外表示器、感知器その他の設備から構成されること。
- (2) 住戸には、P型3級又はGP型3級受信機を設けること。
また、住戸に設ける感知器は、P型3級又はGP型3級受信機に直接又は中継器を介してこれらの受信機に接続されていること。この場合のP型3級又はGP型3級受信機又は中継器は、火災が発生した旨の警報を発するための信号を住棟受信機に移報する機能を有すること。
- (3) 住戸等(住戸を除く。)及び共用部分に設ける感知器は、住棟受信機に直接接続されていること。ただし、各部分の適切な位置に火災が発生した旨の警報を発するための信号を住棟受信機に移報する機能を有するP型3級若しくはGP型3級受信機又は中継器を設置する場合にあっては、これらを介して住棟受信機に接続することができること。
- (4) 住棟受信機は、住戸に設置されたP型3級又はGP型3級受信機から、火災が発生した旨の警報を発するための信号を受信した場合において、当該受信機が存する警戒区域に係る火災表示及びこれと連動した地区音響装置の鳴動を行うことができるものであること。

2 警戒区域

警戒区域の階、面積及び一辺の長さは、令第21条第2項第1号及び第2号の規定にかかわらず、次によることができること。

- (1) メゾネット型住戸等の階数は一とみなすことができること。
- (2) 警戒区域の面積は、1500㎡以下とすることができること。
- (3) 階段室型共同住宅等にあっては、一の階段室等に主たる出入口が面している住戸等及び当該階段室等を単位として、5階以下ごとを一の警戒区域とすることができること。
- (4) 廊下型共同住宅等にあっては、警戒区域の一辺の長さは100m以下とすることができること。

できること。

(5)廊下型共同住宅等の階段室等は、それぞれ一の警戒区域とすること。

3 感知器

(1) 設置場所

感知器は、次の場所に設けること。

ア 住戸内の厨房、居室、収納室(納戸等で4㎡以上のものをいう。)及び階段

イ 共用室、管理人室、倉庫(4㎡以上のものをいう。)、電気室、機械室その他これらに類する室

ウ 直接外気に開放されていない共用部分(廊下、階段、エントランスホール、エレベーターホール、駐車場等)

(2) 感知器の種別及び設置

感知器の種別及び設置については、規則第23条第4項から第7項までの規定に準ずるほか、次によること。

ア 住戸等内の感知器の種別は、差動式スポット型若しくは補償式スポット型の感知器のうち2種のもの、定温式スポット型感知器のうち特種のもの(公称作動温度が60～65℃のもの)、煙感知器のうち2種若しくは3種のもの若しくはこれらの種別を有する感知器又は規則第23条第7項に定めるところによりこれらの感知器の種別と同等に表示温度等を設定されたアナログ式感知器であること。

イ 規則第23条第5項の規定により煙感知器を設けなければならない場所(エレベーターの昇降路を除く。)には、差動式スポット型若しくは補償式スポット型の感知器のうち1種若しくは2種のもの、定温式スポット型感知器のうち特種のもの(公称作動温度が60～65℃のもの)若しくはこれらの種別を有する感知器又は規則第23条第7項に定めるところによりこれらの感知器の種別と同等に表示温度等を設定されたアナログ式感知器を設けることで足りるものであること。

ウ 共用部分の廊下又は通路に設置する熱感知器は、歩行距離15mにつき1個以上の個数を火災を有効に感知するように設けること。

エ 共用部分の階段又は傾斜路に設置する感知器は、各階ごとに1個以上の個数を火災を有効に感知するように設けること。

なお、煙感知器を設ける場合にあっては、5階までごとに1個以上の個数とすることができること。

4 中継器

中継器を設置する場合にあっては、規則第23条第9項の規定の例によること。

5配線

配線は、規則第24条第1号に定めるところによるほか、次によること。

- (1) 住棟受信機からP型3級受信機又はGP型3級受信機、戸外表示器、地区音響装置（共用部分に設けられるものに限る。）及び発信機までの配線は、規則第12条第1項第5号の規定に準じて設けられていること。
- (2) P型3級受信機又はGP型3級受信機に係る電線は、規則第12条第1項第5号の規定に準じて設けられていること。ただし、P型3級受信機又はGP型3級受信機に当該受信機を有効に10分間以上作動させることができる容量の予備電源が設けられている場合については、この限りでない。

6住棟受信機

- (1) 住棟受信機は、規則第2、4条第2号ウ規定の例によること。
なお、規則第24条第2号ニの規定に適合しない場合については、火災表示等を確認するのに支障のない場所に設けることで足りるものであること。
- (2) 同一敷地内に2棟以上の共同住宅等がある場合は、火災対応が十分できる範囲内ごとに一の住棟受信機を設けることで足りるものであること。

7電源及び非常電源

- (1) 電源は、規則第24条第3号の規定の例によること。特に、P型3級受信機又はGP型3級受信機の電源にあつては、各住戸等ごとに交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させないでとること。
- (2) 非常電源は、令第21条第2項第4号及び規則第24条第4号の規定の例によること。
なおP型3級受信機又はGP型3級受信機の非常電源にあつては、当該受信機の電源が停止状態となつた場合に、当該住戸等に係る感知器の機能に支障がないよう措置されていれば足りるものであること。

8地区音響装置

- (1) 設置位置
 - ア廊下型共同住宅等
規則第24条第5号（規則第24条第5号ハを除く。）の規定の例により設置すること。
 - イ階段室型共同住宅等
次のいずれかにより設置すること。

(ア)規則第24条第5号(規則第24条第5号ハを除く。)の規定の例により設置すること。

(イ)各階段の1階又は避難階及び2階以下ごとに有効に報知できるように設置すること。

(2)鳴動方式

ア廊下型共同住宅等

一斉鳴動又は下階から5階以下ごとを1ブロックとして出火ブロック及びその直上ブロックを鳴動させることができるものであること。

イ階段室型共同住宅等

各階段ごとの一斉鳴動とすること。ただし、下階から5階以下ごとを1ブロックとして出火ブロック及びその直上ブロックを鳴動させることができる場合は、二の限りでない。

9発信機

発信機を設置する場合にあっては、規則第25条の2第2項第2号の2の規定の例により設置すること。この場合において、同号イ中「50m」とあるのを「75m」と読み替えることができること。

なお、階段室型共同住宅等については、各階段の1階又は避難階及び5階以下ごとに設置することができること。

10警報範囲等

(1)住戸等に設けられたP型3級受信機及びGP型3級受信機は、受信機、補助音響装置及び戸外表示器により火災である旨を、当該住戸等の全域に有効に報知できるように設けること。

(2)住棟受信機は、火災が発生した旨の警報を発するための信号を受信した場合、地区音響装置により共用部分に有効に報知できるように設けること。

11戸外表示器

戸外表示器は、次に定めるところによること。

(1)火災表示灯及び音響装置を有すること。

(2)火災表示灯は、次によること。

ア赤色であること。

イ住戸等の感知器が作動した場合に点滅するものであること。

ウ概3m離れた位置において、点滅していることが明確に識別することができる

こと。

(3)音響装置は、次によること。

ア音響装置の音圧は、取り付けられた音響装置の中心から1m離れた位置で70dB以上であること。

イ戸外表示器の音響装置は、当該住戸等の感知器が作動した場合に二れと連動して、警報を発するものであること。

(4)次に適合する場所に設けられていること。

ア各住戸等の主たる出入口の外部で、火災表示灯が当該住戸等が面する共用部分から容易に識別できる場所

イ点検に便利な場所

ウ防滴措置がなされているものを除き、雨水のかかるおそれのない場所

(5)戸外表示器は、平成元年2月15日付け消指導第307号により通知した、戸外表示器試験基準に基づく試験に合格したもの(SDマーク付)であること。

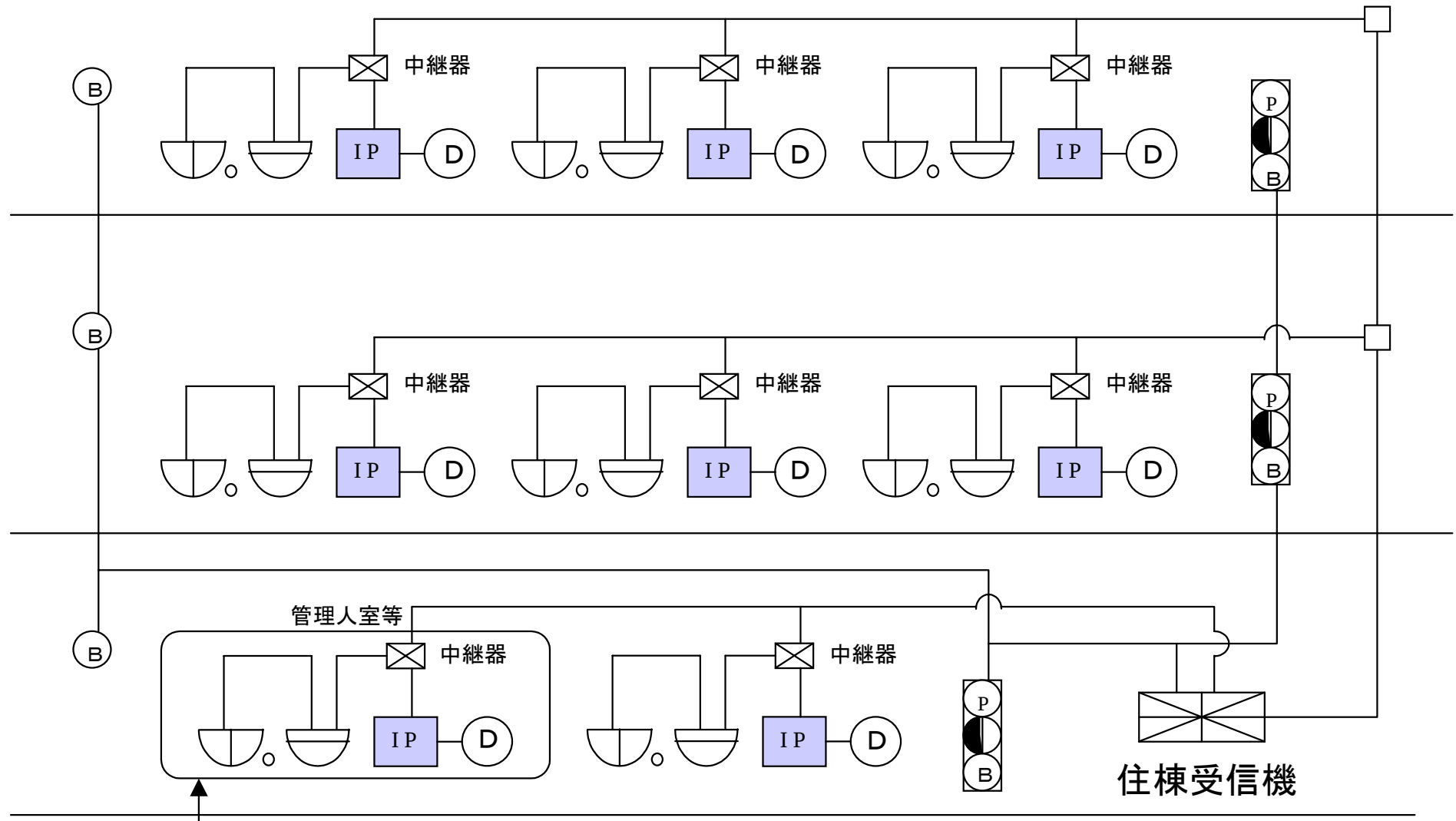
12点検対策

移報型住戸用自動火災報知設備については、設置後における定期点検を含む維持管理を適正に行うために、住戸内の通電状況及び配線の導通状況を住戸の外部から容易に確認することができるよう措置されていること。ただし、共用室又は管理人室に設置されたものにあつては、この限りでない。

13その他

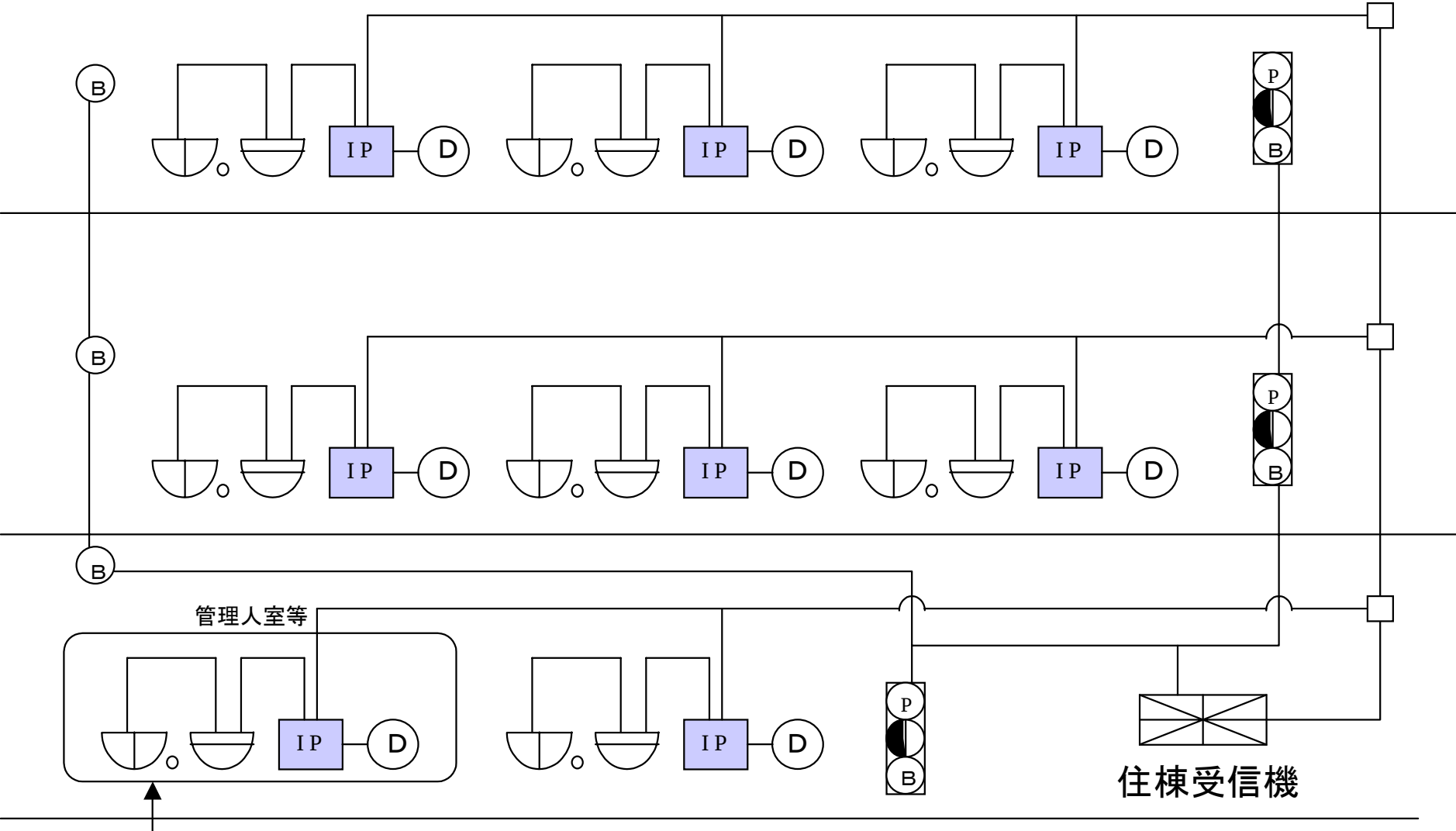
1から12までの規定によるほか、規則第23条第4項並びに規則第24条第1号、第2号イからハまで及びホ並びに第6号から第8号までの規定の例並びに自動試験機能付き遠隔試験機能付きの自動火災報知設備を設ける場合については別紙3「共同住宅用自動火災報知設備の設置基準」の当該事項に係る規定の例によること。

自動火災報知設備系統図(移報型住戸用自動火災報知設備 その1)



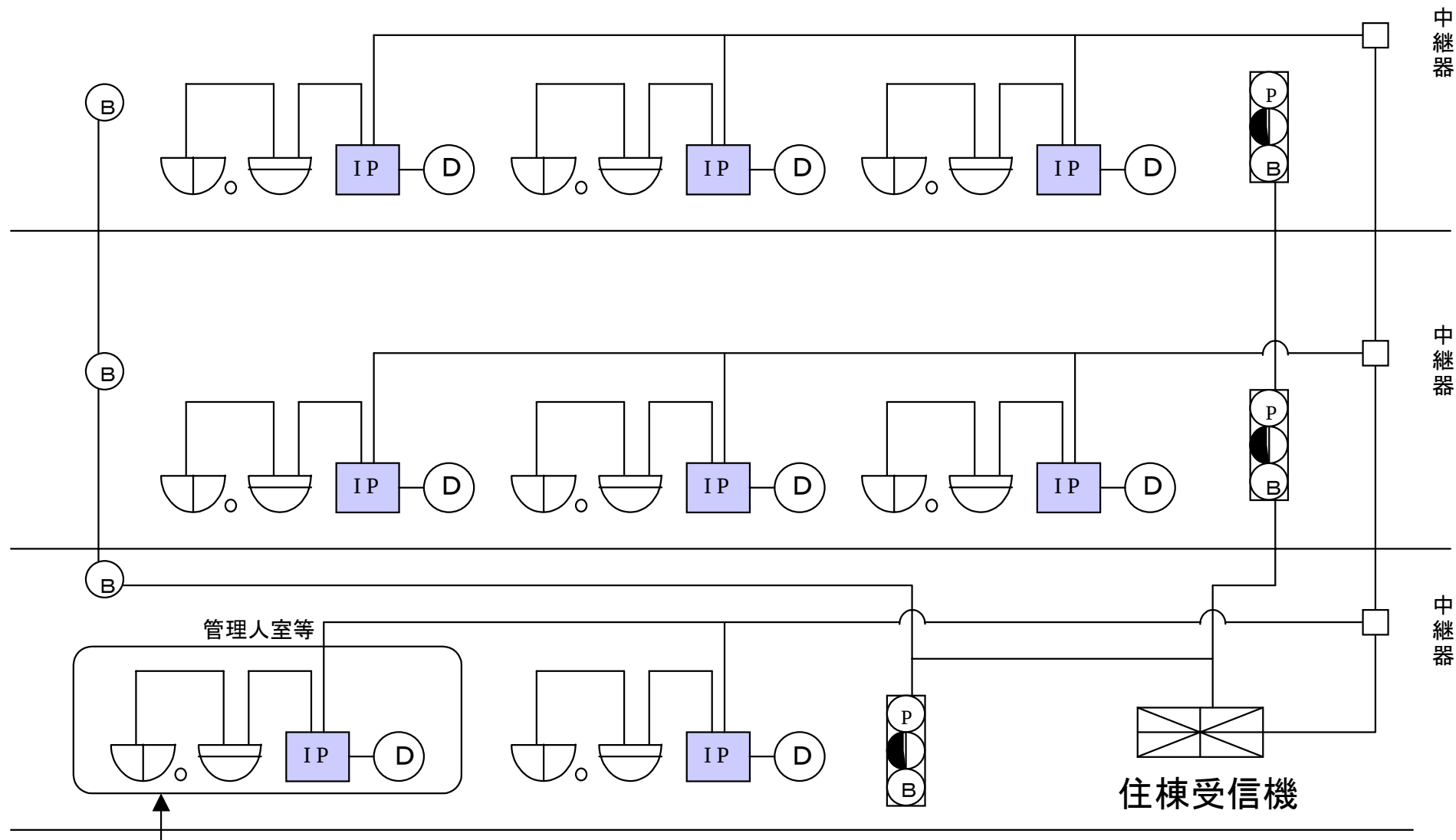
住戸等(住戸を除く。)及び共用部分
については、住棟受信機に直接感知
器を接続することができる。

自動火災報知設備系統図(移報型住戸用自動火災報知設備 その2)



住戸等(住戸を除く。)及び共用部分
については、住棟受信機に直接感知
器を接続することができる。

自動火災報知設備系統図(移報型住戸用自動火災報知設備 その3)



住戸等(住戸を除く。)及び共用部分
については、住棟受信機に直接感知
器を接続することができる。

別紙6

共同住宅等の特例を適用することができる複合用途防火対象物

「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例」第2, 1(3)に規定する共同住宅等の特例を適用することができる令別表第1(16)項に掲げる防火対象物は、次の1及び2に適合するものとする。

1 共同住宅部分とそれ以外の部分とが、令第8条の規定の例により区画されていること。ただし、次のいずれかに該当する開口部が存するために令第8条の基準に適合しない場合については、このことにかかわらず、令第8条の規定の例により区画されているものとみなすことができる。

- (1) 建築基準法施行令第123条及び第124条に規定する避難階段(屋外に設けるものに限る。)又は特別避難階段(2において「避難階段又は特別避難階段」という。)が存する場合の、当該階段又はバルコニー若しくは附室に通ずる出入口(図1)
- (2) 建築基準法第34条第2項の規定により必要とされる非常用の昇降機で、建築基準法施行令第129条の13の3に規定する非常用エレベーターが存する場合の、当該非常用エレベーターの乗降ロビーの出入口(図2)
- (3) 幅1.5m以上のひさし、上階のバルコニー、ピロティーその他これらに類するものの下に、共同住宅部分とそれ以外の部分との区画を介して隣接する開口部が存する場合の、当該開口部のうち外壁面から50cm以上突き出した耐火構造のひさし、床、そで壁その他これらに類するもので防火上有効に遮られているもの又は相互の距離を90cm以上としたもの(図3)

2 共同住宅部分の避難経路は、専用とすること。ただし、避難経路のうち避難階段又は特別避難階段に係る部分で、必要最小限のもの(当該階段、エントランスホール等)については、この限りでない。

図1

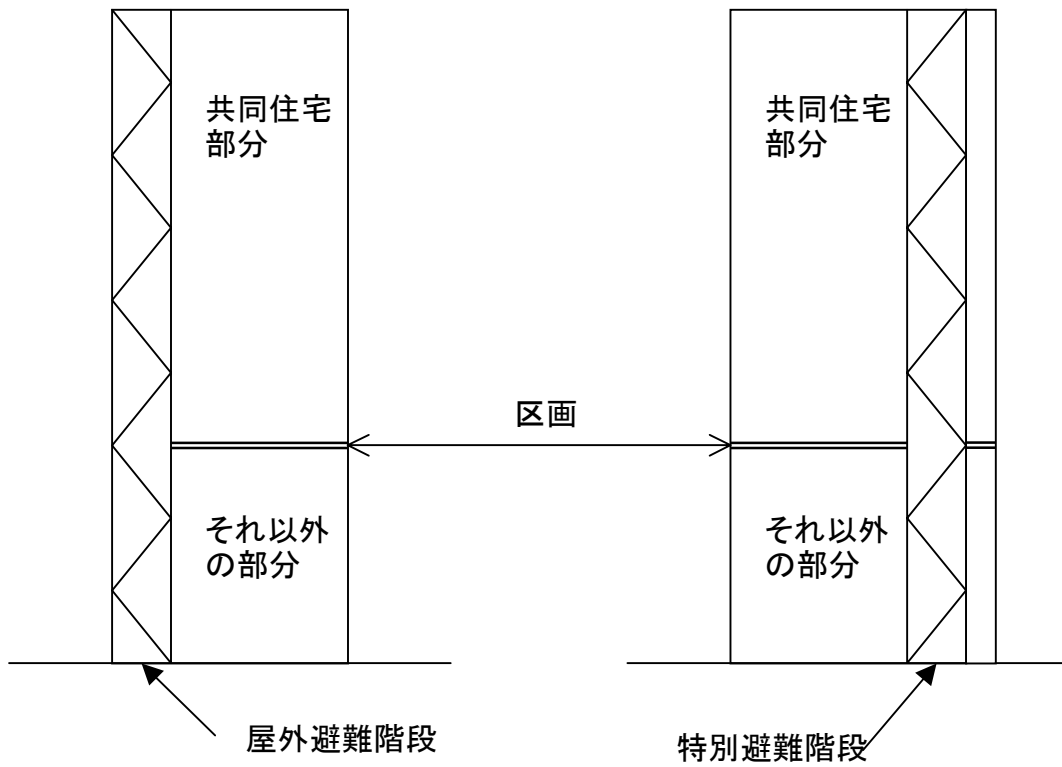


図2

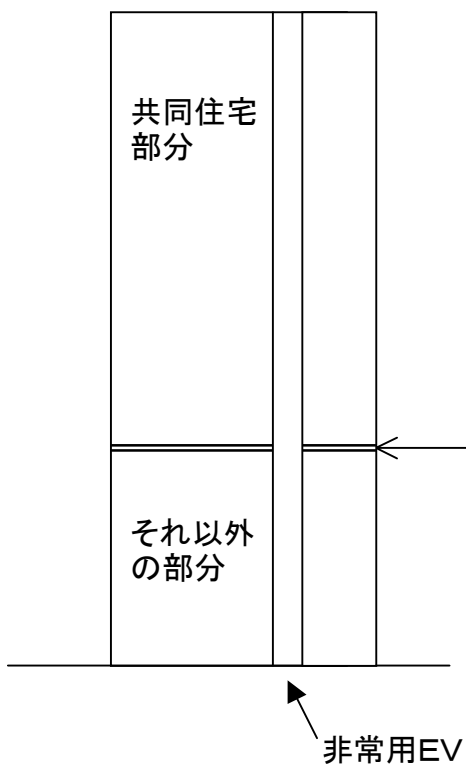
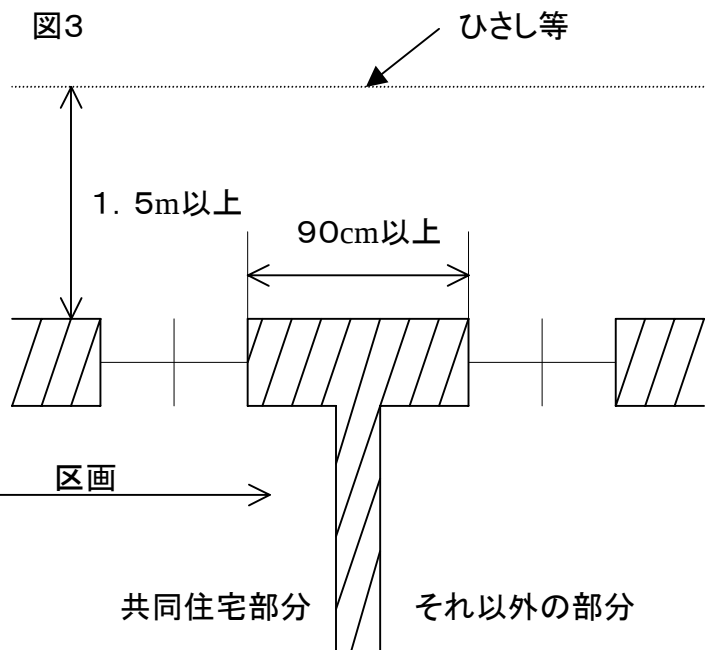


図3



別紙 7

住戸等の防火区画の基準並びに配管及び配管貫通部の防火措置

「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例」(以下「共住特例」という。)
第2, 2(3)に規定する防火区画の基準並びに配管及び配管貫通部の防火措置は, 次のとおりとする。

1 共住区画の構造

共住区画(共住特例第2の2(3)アに規定する住戸等と住戸等との開口部のない耐火構造の床又は壁による防火区画及び同イに規定する住戸等と共用部分との耐火構造の床若しくは壁による区画をいう。以下同じ。)は, 建築基準法施行令第107条第1号に定める耐火構造に求められる耐火性能を有すること。

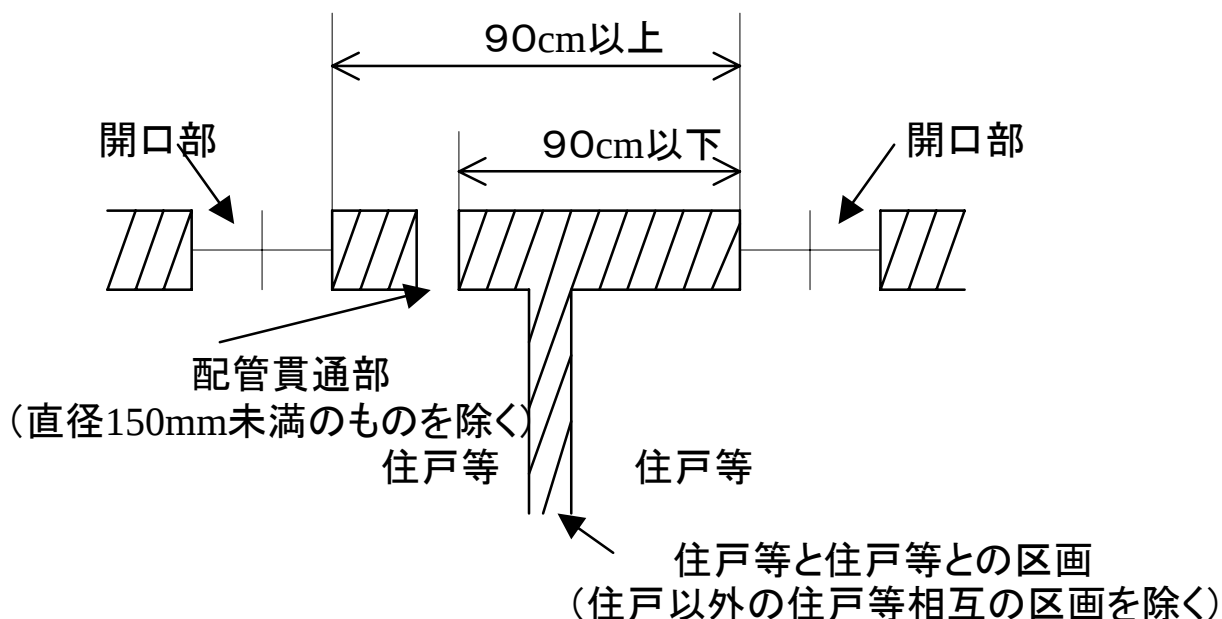
2 共住区画を貫通する配管及び貫通部の防火措置

共住区画を配管が貫通する場合のうち(1)のいずれかに該当する場合には, (2)に定める防火措置を講じること。

(1) 配管及び貫通部の防火措置を必要とする場合

ア 呼び径150mm以上の配管が貫通する場合

なお, バルコニー側についても, 共住特例第2の2(3)ウただし書の場合であって, 住戸等と住戸等との区画(住戸以外の住戸等相互の区画を除く。)を介して隣接する開口部と配管貫通部(直径150mm未満のものを除く。)との距離が90cm未満である場合(下図参照)には, このアに該当するものであること。



イ 住戸等と住戸等との区画(住戸以外の住戸等相互の区画を除く。)を貫通する場合

(2) 配管及び貫通部の防火措置

ア 配管の用途は, 原則として, 給排水管, 空調用冷温水管, ガス管, 冷媒管等であり, これには, 電気配線が含まれるものであること。

イ 一の配管は, 呼び径200mm以下のものであること。

ウ配管を貫通させるために共住区画に設ける穴の直径が300mm以下となる工法であること。

なお、当該貫通部の形状が矩形となるものにあつては、直径が300mmの円に相当する面積以下であること。

エ配管を貫通させるために共住区画に設ける穴相互の離隔距離は、当該貫通するために設ける穴の直径の大なる方の距離（当該直径が200mm以下の場合にあつては、200mm）以上であること。ただし、住戸等と共用部分との間の耐火構造の壁又は床にあつては、この限りでない。

オ配管（貫通部から1m以内に存する部分を含む。）及び貫通部は、一体で、当該貫通する区画に求められる耐火性能を有するものであること。

カ貫通部は、モルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等、十分な気密性を有するよう施工すること。

キ熱伝導により、配管の表面に可燃物が接触した場合に発火するおそれのある場合には、当該可燃物が配管の表面に接触しないような措置を講ずること。

3 その他

共住区画を貫通する配管及び貫通部分のうち、施工方法等に係る防火性能等について（財）日本消防設備安全センターの性能評定を受けた旨の表示が付されたものについては、2の規定に適合するものとして取り扱ってさしつかえないこと。

特定光庭に面する開口部の防火措置

「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例」第2, 2(4)に規定する特定光庭に面する開口部の防火措置は、次のとおりとする。

1 特定光庭に面する開口部の防火措置(特定光庭部分に廊下又は階段室等を設けているものを除く。)

(1) 開口部には、はめ殺しの甲種防火戸又は乙種防火戸が設けられていること。

ただし、住戸等にあつては、アに定める特定光庭に面する開口部に設ける防火戸又はイに定める特定光庭に面する開口部で当該共同住宅等の4階以下の部分に存するものに設ける防火戸は、はめ殺しのものであることを要しない。

ア 「消防法施行規則の規定に定める屋内避難階段等の部分を定める件」(昭和48年6月1日付け消防庁告示第10号)に適合する階段に面する特定光庭

イ ア以外の特定光庭で下端に常時外気が流通する開口部で有効断面積が 1m^2 以上のものが設けられているもの

(2) 異なる住戸等の開口部間の水平距離は、同一壁面上にあるものにあつては 0.9m 以上、異なる壁面上にあるものにあつては 2.4m (はめ殺しの甲種防火戸又は乙種防火戸が設けられている開口部相互間にあつては、 2m)以上であること。

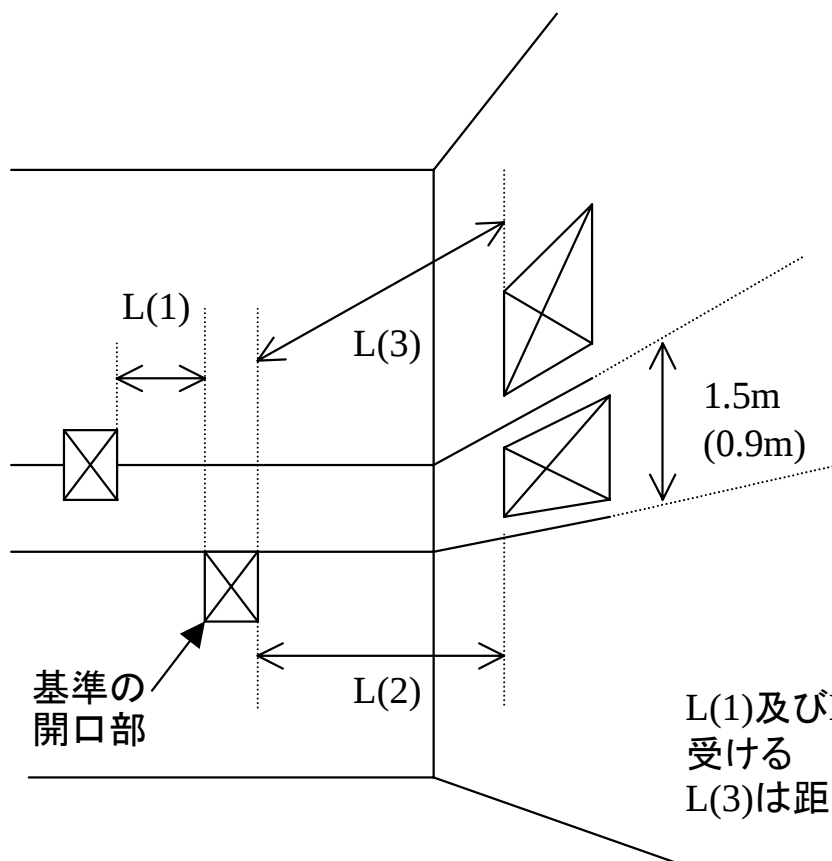
(3) 異なる住戸等の開口部間の垂直距離は、 1.5m (はめ殺しの甲種防火戸又は乙種防火戸が設けられている開口部相互間にあつては、 0.9m)以上であること。

(4) 一の開口部の面積は 1m^2 以下であり、一の住戸等の同一階の開口部の面積の合計は 2m^2 以下であること。

(5) 開口部の室外部分に設けられる遮閉スクリーンを不燃材料にする等特定光庭に面する付帯設備等は不燃材料でつくられていること。

2 開口部間の距離制限(特定光庭部分に廊下又は階段室等を設けているものを除く。)

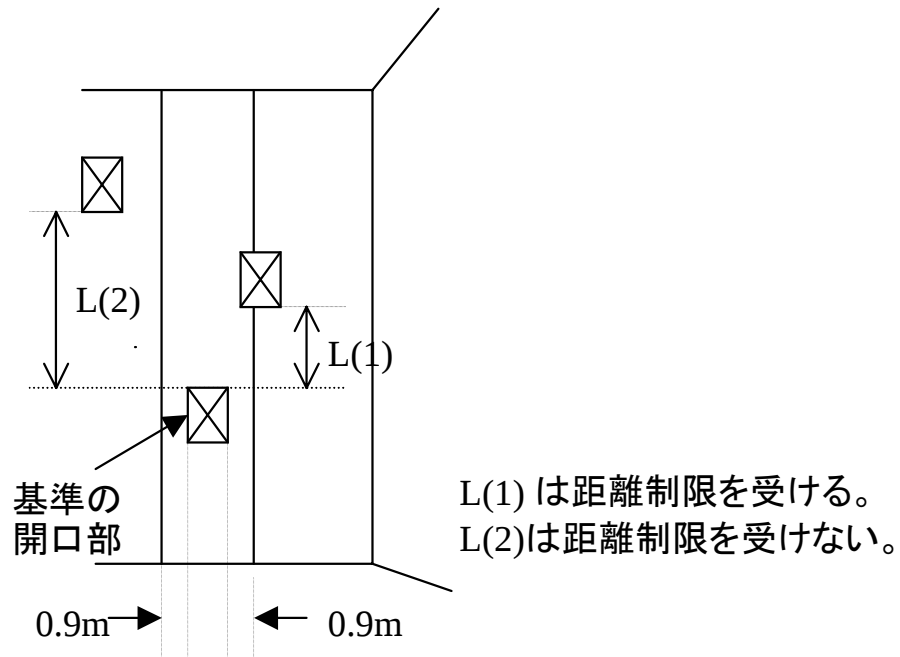
(1) 1(2)に定める異なる住戸等の開口部間の水平距離の制限は、当該開口部の上端からの垂直距離が上方 1.5m (相互の住戸等の開口部にはめ殺しの甲種防火戸又は乙種防火戸が設けられているものにあつては、 0.9m)未満の範囲にある開口部を対象とするものであること。



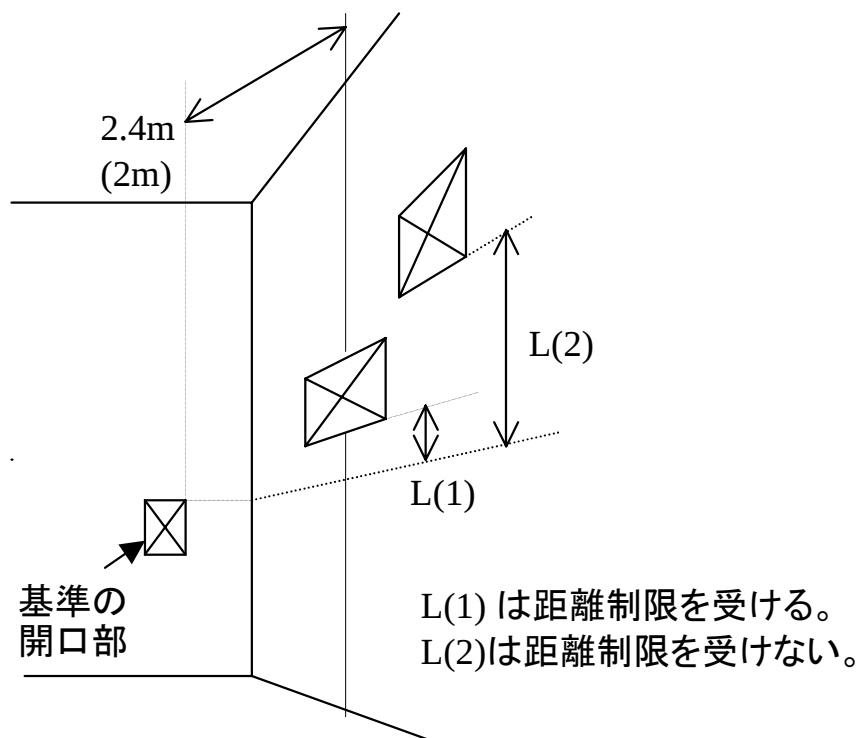
L(1)及びL(2)は距離制限を受ける
L(3)は距離制限を受けない。

(2) 1 (3)に定める異なる住戸等の開口部間の垂直距離の制限は、当該開口部の横端からの水平距離が、同一壁面上にあるものにあつては0.9m未満、異なる壁面上にあるものにあつては2.4m(相互の住戸等の開口部にはめ殺しの甲種防火戸又は乙種防火戸が設けられているものにあつては、2倍)未満の範囲にある開口部を対象とするものであること。

ア 同一壁面上の場合



イ異なる壁面上の場合



(3) 同一壁面上の開口部相互が0.5m以上突出した耐火構造のひさし、そで壁等で防火上有効にさえぎられている場合にあっては、1(2)に定める水平距離の制限及び1(3)に定める垂直距離の制限は受けないものであること。

3 特定光庭部分に廊下又は階段室等を設けているものの開口部等の取扱い

(1) 一の住戸等の特定光庭に面する出入口、窓等の開口部の面積の合計は、一の住戸等につき4㎡以下であること。この場合において、この開口部の面積は、2㎡以下であること。ただし、共同住宅用スプリンクラー設備が設けられている場合にあっては、この限りでない。

(2) 特定光庭の下端に常時外気が流通する開口部で有効断面積が特定光庭の水平投影面積の50分の1以上のものであること。

4 特定光庭に面して給湯湯沸設備等を設ける場合の取扱い

(1) 特定光庭に面する部分に給湯湯沸設備等(給湯器付風呂釜を含む。以下同じ。)を設ける場合は、次によるものとする。

ア 1(1)アに定める特定光庭又はこれと同等以上の開放性を有する特定光庭であること。

イ 設置するガス給湯湯沸設備等の具備条件

「給湯湯沸設備の設置に関する疑義について」(昭和57年4月14日付け消防予第86号)問の記1に掲げる次の条件を満たすこと。

(ア) ガス消費量が60,000kcal/h以下であること。

(イ) 1住戸の用に供するものであること。

(ウ) 密閉式又はこれに準ずる燃焼方式で、バーナー一部が隠べいされていること。

(エ) 圧力調節器が備えられており、バーナーガス圧に変動がないこと。

(オ) 過熱防止装置及び消火安全装置が備えられていること。

(カ) ガス用品等の基準により安全性が確認されたものであること。

ウ 設置方法

(ア) 壁貫通部は、不燃材料で埋め戻すこと。

(イ) 配管は、金属製のものを使用すること。

(2) 特定光庭に面する部分に換気口その他これに類するものを設ける場合は、次によるものとする。

ア 内径が150mm未満であること。

イ 内径が100mm以上のものについては、火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖するダンパーが設けられていること。

別紙 9

二方向避難の判断基準

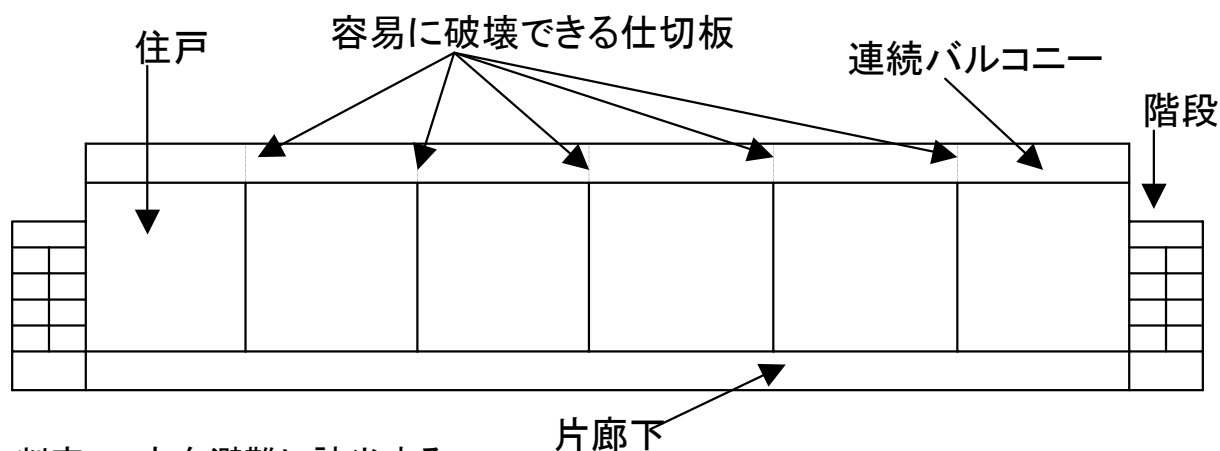
「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例」第2、2(5)に規定する二方向避難の判断基準は、次のとおりとする。

1 二方向避難とは、すべての住戸について、地上又は避難階に通ずる安全な避難のための経路を2以上確保することにより、出火場所がどこであっても、少なくとも1つの経路を安全に利用して避難できることをいう。この場合において、二方向避難可能な住戸かどうかについては、次の例を踏まえて判断するものとする。

(1) すべての住戸等の主たる出入り口が開放の廊下又は階段に面する共同住宅等

ア 片廊下型(連続したバルコニー、両端に2の階段)

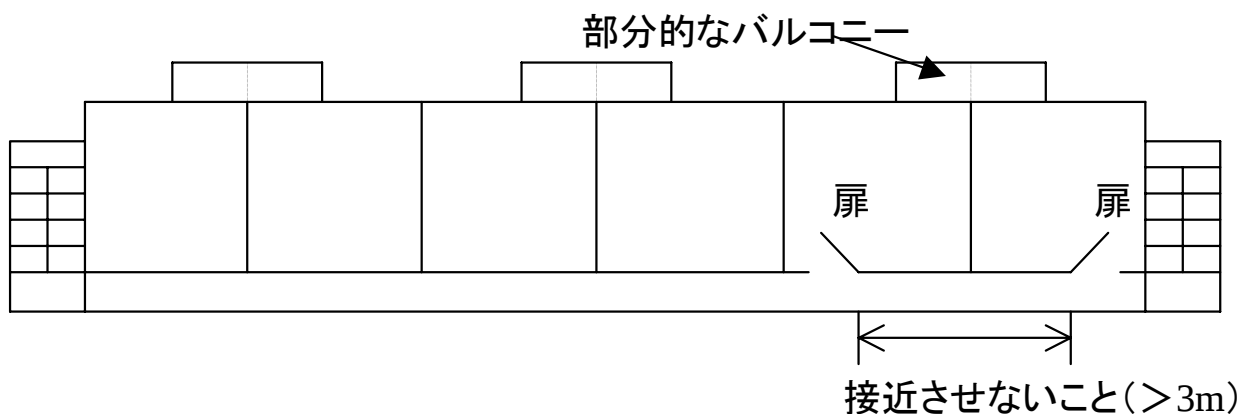
同一階の各住戸等の主たる出入口が面する片廊下の両端部にそれぞれ階段を配し、かつ、各住戸等を連続するバルコニーを設けた共同住宅等



判定: 二方向避難に該当する。

イ 片廊下型(部分的に連続したバルコニー、両端に2の階段)

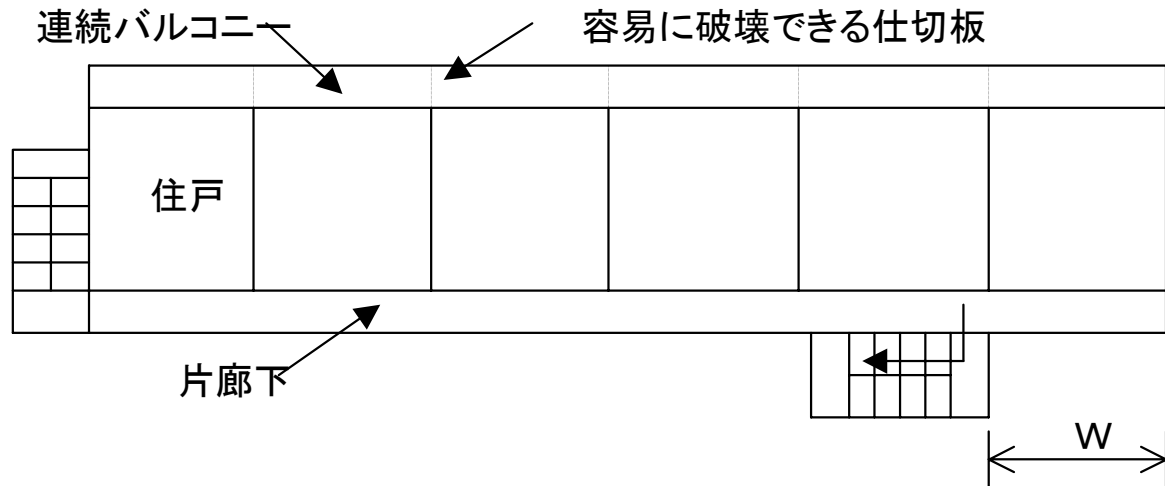
同一階の各住戸等の主たる出入口が面する片廊下の両端部にそれぞれ階段を配し、かつ、各住戸等が少なくとも隣接する一の住戸等とバルコニーにより接続されている共同住宅等



判定: 二方向避難に該当する。ただし、バルコニーを共用する2住戸について、出入口の扉をバルコニーの接続部の廊下側に接近して設ける場合(注2)は、各バルコニーに避難器具又はこれと同等以上の安全な経路(以下「避難器具等」という。)を設けない限り、二方向避難に該当しない。

ウ片廊下型（連続したバルコニー、2の階段のうち1を端部に設置）

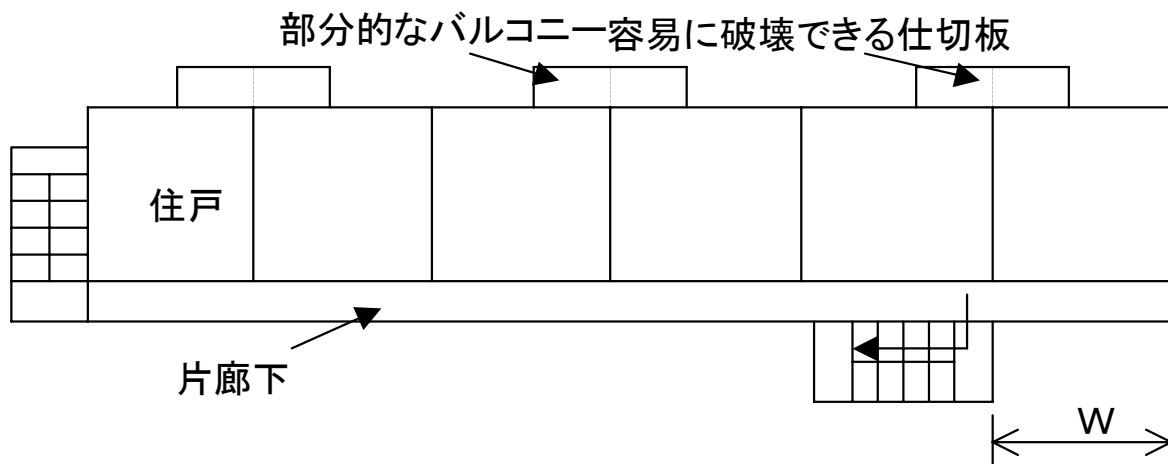
同一階の各住戸等の主たる出入口が面する片廊下に2以上の階段が設けられ、片廊下の端部に少なくとも一の階段が配置され、かつ、各住戸等を連続するバルコニーを設けた共同住宅等



判定：階段への経路が重複する住戸（図のWの範囲に主たる出入口を有する住戸）が1戸なら、二方向避難に該当する。2戸以上なら、当該端部側のバルコニーに避難器具等を設けた場合に限り、二方向避難に該当する。

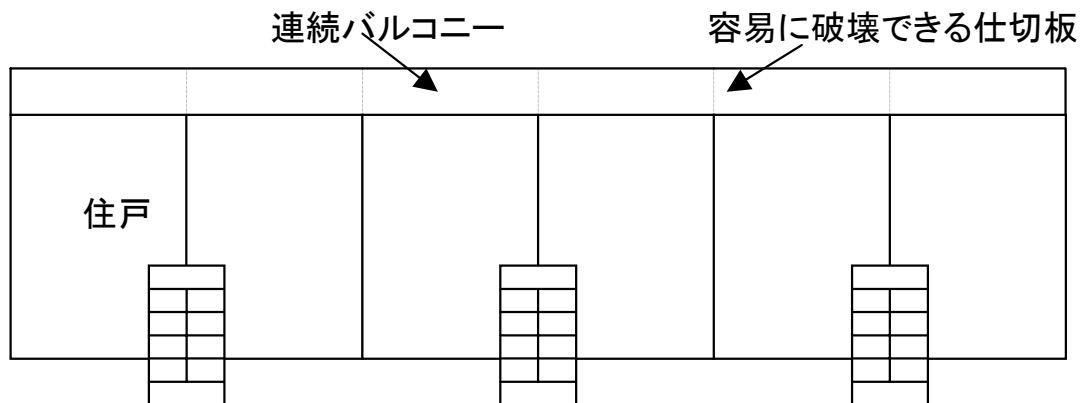
エ 片廊下型（部分的に連続したバルコニー、2の階段のうち1を端部に設置）

同一階の各住戸等の主たる出入口が面する片廊下に2以上の階段が設けられ、片廊下の端部に少なくとも一の階段が配置され、かつ、各住戸等が少なくとも隣接する一の住戸等とバルコニーにより接続されている共同住宅等

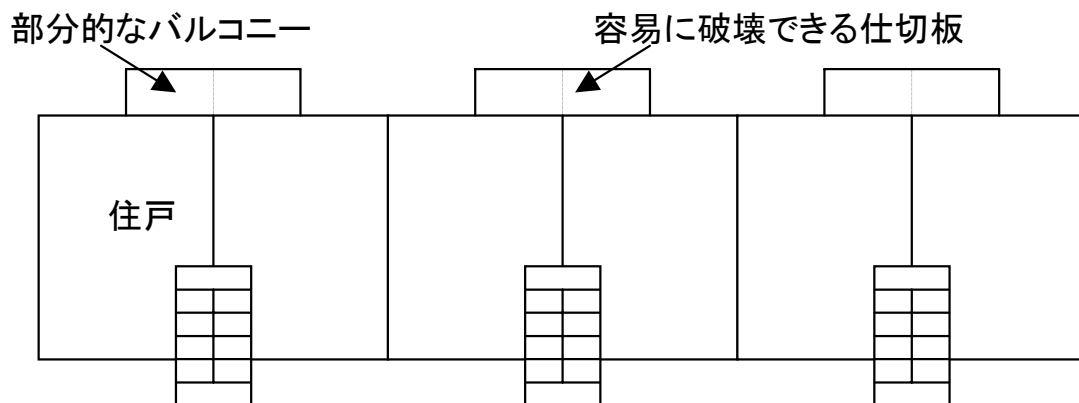


判定：階段への経路が重複する住戸（図のWの範囲に主たる出入口を有する住戸）の数について、ウと同様の扱いとする。ただし、経路が重複する住戸が1戸であっても、バルコニーを共用する2住戸について、出入口の扉等の開口部をバルコニーの接続部の廊下側に接近して設ける場合（注2）は、各バルコニーに避難器具等を設けない限り二方向避難に該当しない。

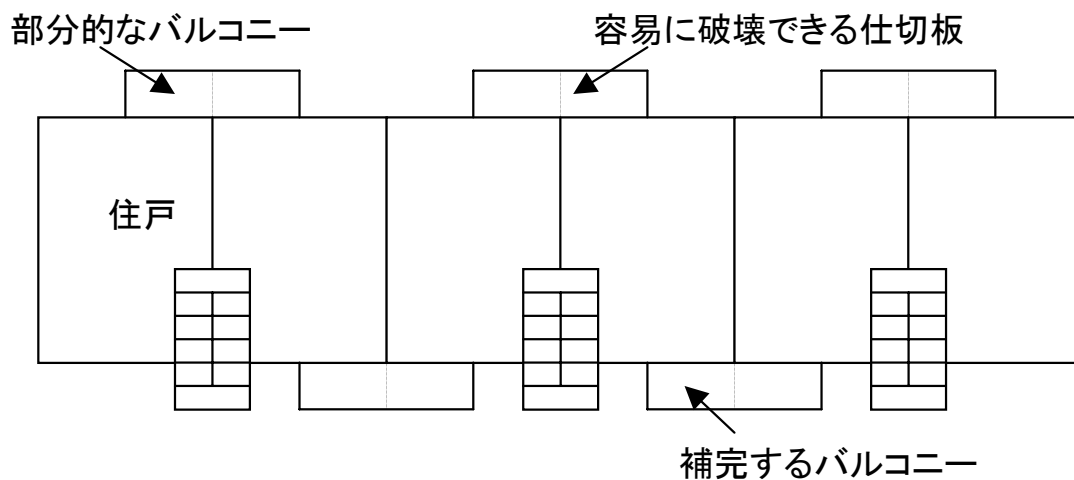
オ 階段室型(連続したバルコニー)
各住戸等を連続するバルコニーを設けた共同住宅等;



判定:二方向避難に該当する。
カ 階段室型(部分的に連続したバルコニー)

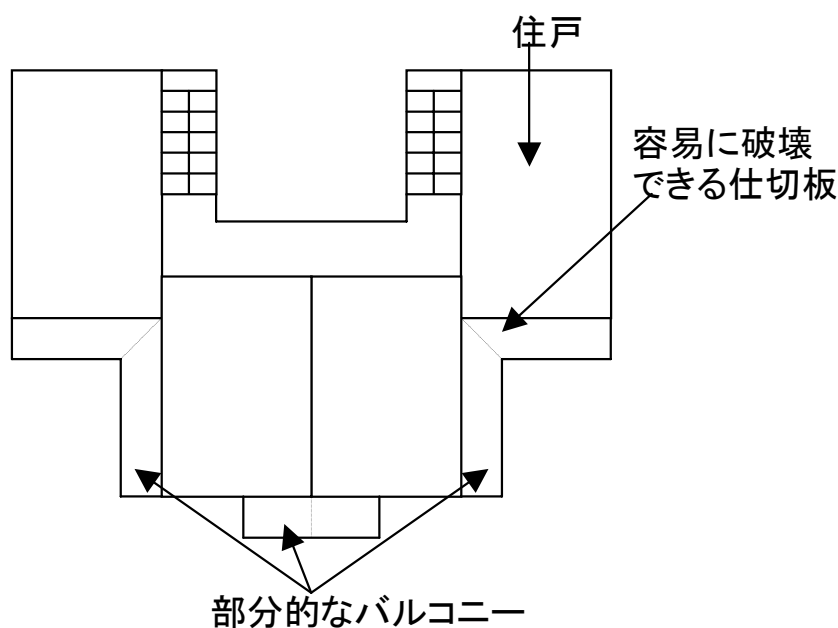


判定:原則として二方向避難に該当しない。ただし、各バルコニーに避難器具等を設けた場合に限り、二方向避難に該当する。
キ階段室型(部分的に連続したバルコニーであるが反対側に経路を補完するバルコニーを併設したもの)



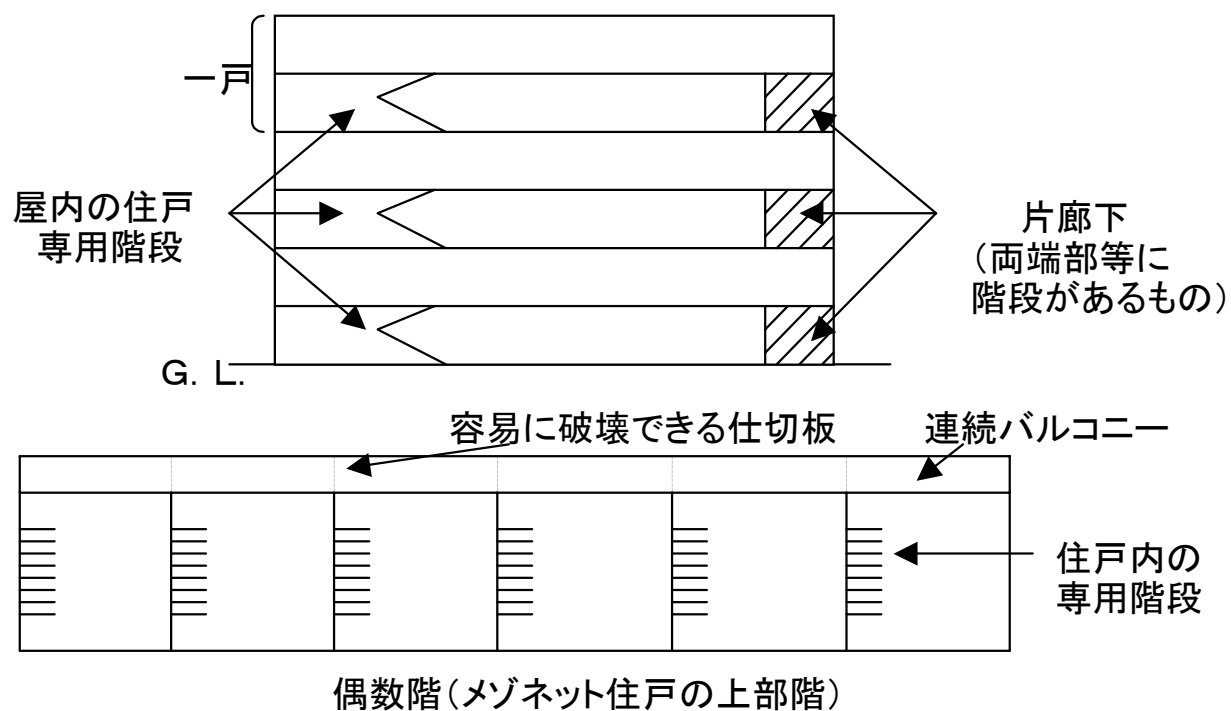
判定:二方向避難に該当する。

ク その他の型（部分的に連続したバルコニー，中央に2の階段）



判定：二方向避難に該当する。

ケ その他の型（奇数階が片廊下型のメゾネット型）



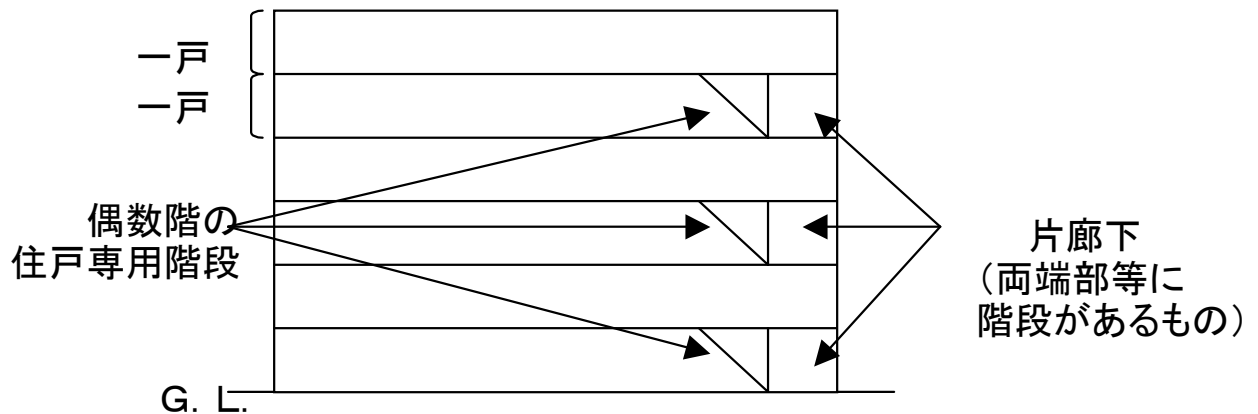
偶数階（メゾネット住戸の上部階）

判定：奇数階及び偶数階の両方について二方向避難ができる場合は，二方向避難に該当する。この場合において，奇数階及び偶数階の二方向避難の判断は，次によるものとする。

奇数階：住戸，階段室，廊下及びバルコニーの配置により，ア，イ，ウ又はエと同様の扱いとする。

偶数階：連続バルコニーにより隣戸避難ができる場合又は避難器具等により下階へ避難できる場合は，二方向避難に該当する。

コ その他の型(奇数階が片廊下型のスキップ型)

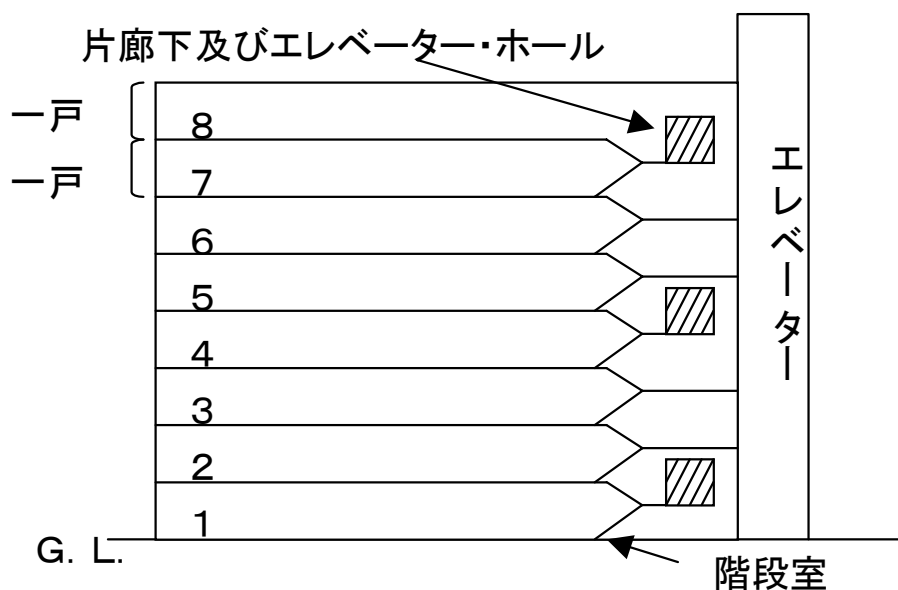


判定: 奇数階及び偶数階の両方について二方向避難ができる場合は, 二方向避難に該当する。この場合において, 奇数階及び偶数階の二方向避難の判断は, 次によるものとする。

奇数階: 住戸, 階段室, 廊下及びバルコニーの配置により, ア, イ, ウ又はエと同様の扱いとする。

偶数階: 住戸, 階段室及びバルコニーの配置により, オ, カ又はキと同様の扱いとする。

サ その他の型(階段室型で3階ごとのスキップ型)



判定: 廊下型の階及び階段室型の階の両方について二方向避難ができる場合は, 二方向避難に該当する。この場合において, 廊下型の階及び階段室型の階の二方向避難の判断は, 次によるものとする。

廊下型の階: 住戸, 階段室, 廊下及びバルコニーの配置により, ア, イ, ウ又はエと同様の扱いとする。

階段室型の階: 住戸, 階段室及びバルコニーの配置により, オ, カ又はキと同様の扱いとする。

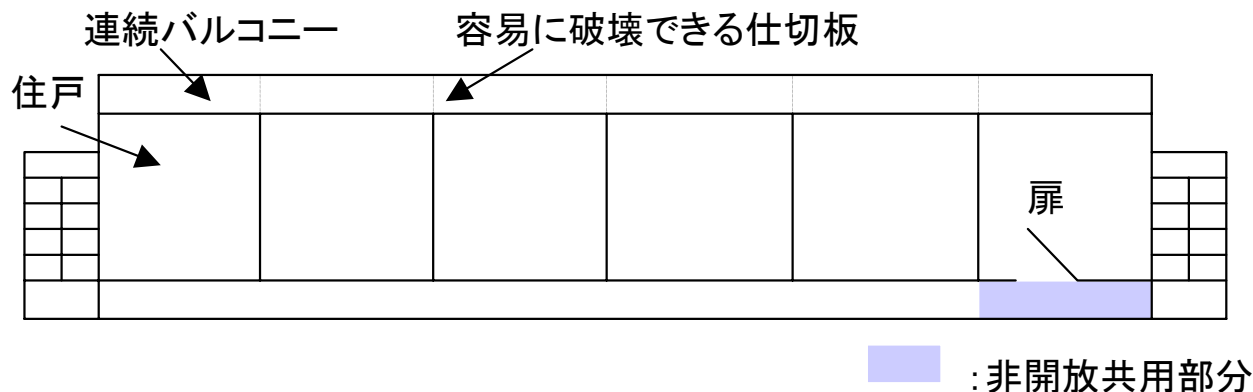
(2)住戸等の主たる出入口の全部又は一部が開放以外の廊下又は階段に面する共同住宅等

共同住宅等の共用部分のうち、廊下の直接外気が流通しない部分及び開放型の階段室等以外の階段室等(以下「非開放共用部分」という。)は、原則としセ「安全な避難のための経路」に該当しないものであること。

したがって、共同住宅等の二方向避難の適否については、(1)の例によるほか、次の例を踏まえて判断すること。

ア 片廊下型(連続したバルコニー、両端に2の階段)

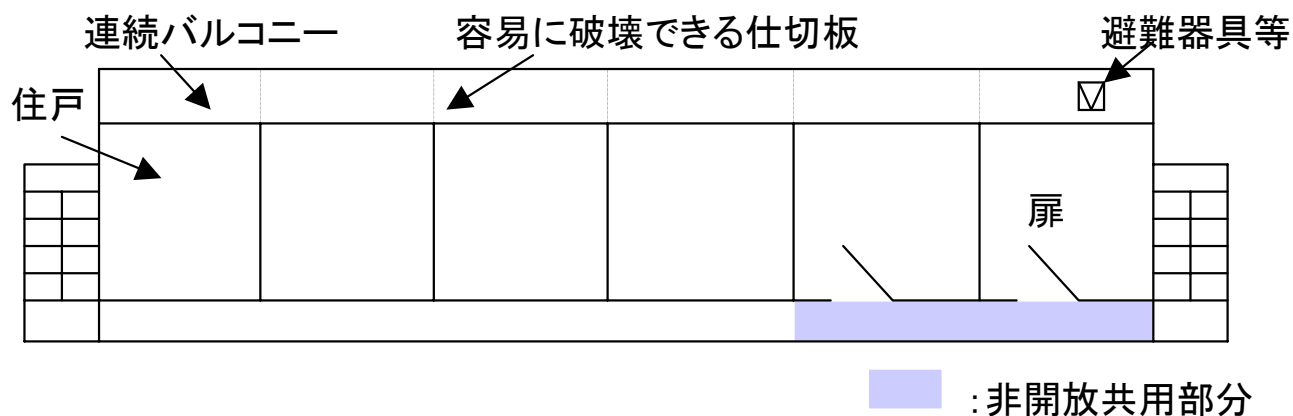
端部の1住戸の主たる出入口の前面が非開放共用部分となる共同住宅等



判定: 二方向避難に該当する。

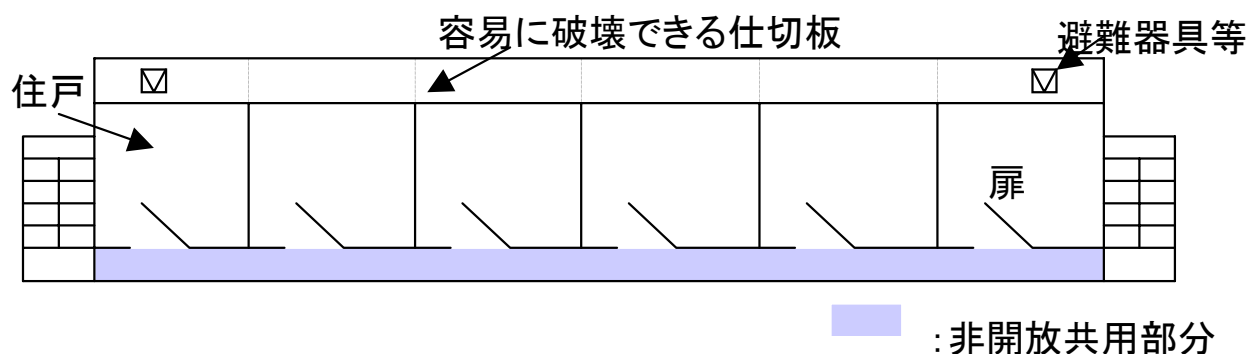
イ 片廊下型(連続したバルコニー、両端に2の階段)

端部の2住戸の主たる出入口の前面が非開放共用部分となる共同住宅等



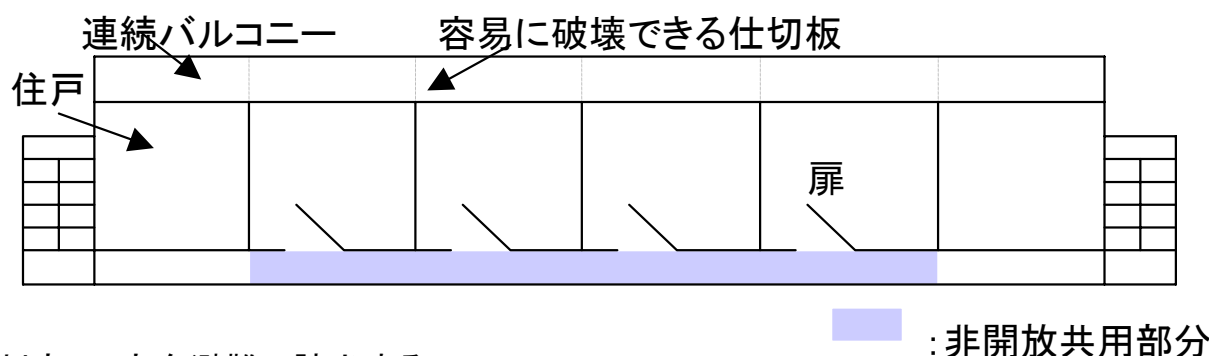
判定: 図の位置に避難器具等を設けた場合に限り、二方向避難に該当する。

- ウ 片廊下型（連続したバルコニー，両端に2の階段）
すべての住戸の主たる出入口の前面が非開放共用部分となる共同住宅等



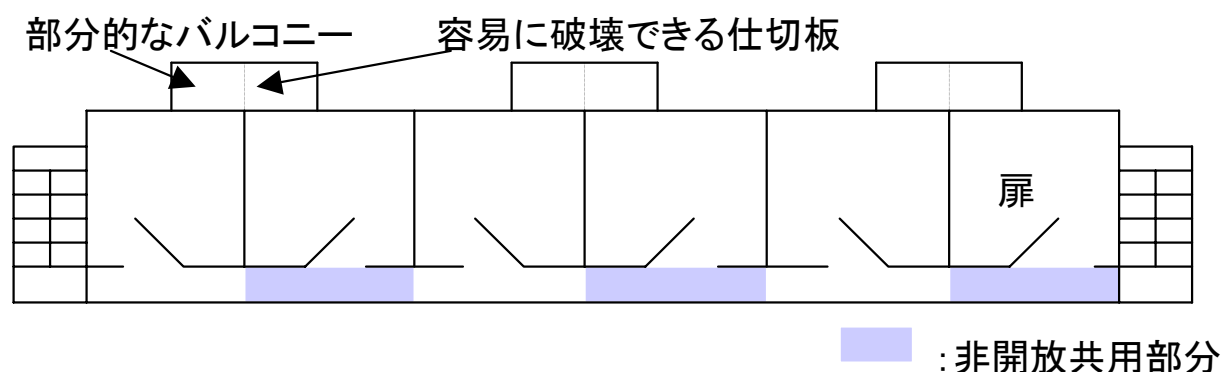
判定：図の位置に避難器具等を設けた場合に限り，二方向避難に該当する。

- エ 片廊下型（連続したバルコニー，両端に2の階段）
端部以外の住戸の主たる出入口の前面が非開放共用部分となる共同住宅等



判定：二方向避難に該当する。

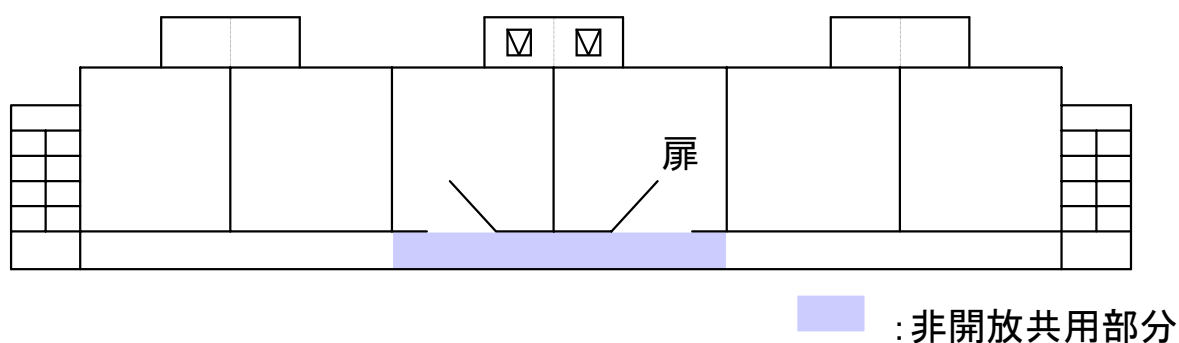
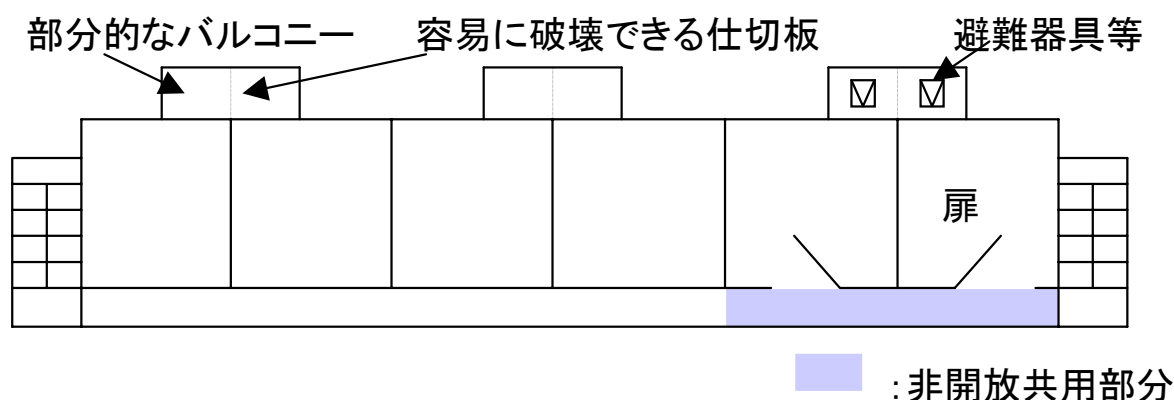
- オ 片廊下型（部分的に連続したバルコニー，両端に2の階段，バルコニーを共用する2住戸について出入口の扉等の開口部をバルコニーの接続部の廊下側に接近して設ける場合（注2）以外の場合）
非開放共用部分が，住戸の主たる出入口の前面について，2住戸分以上連続していない共同住宅等



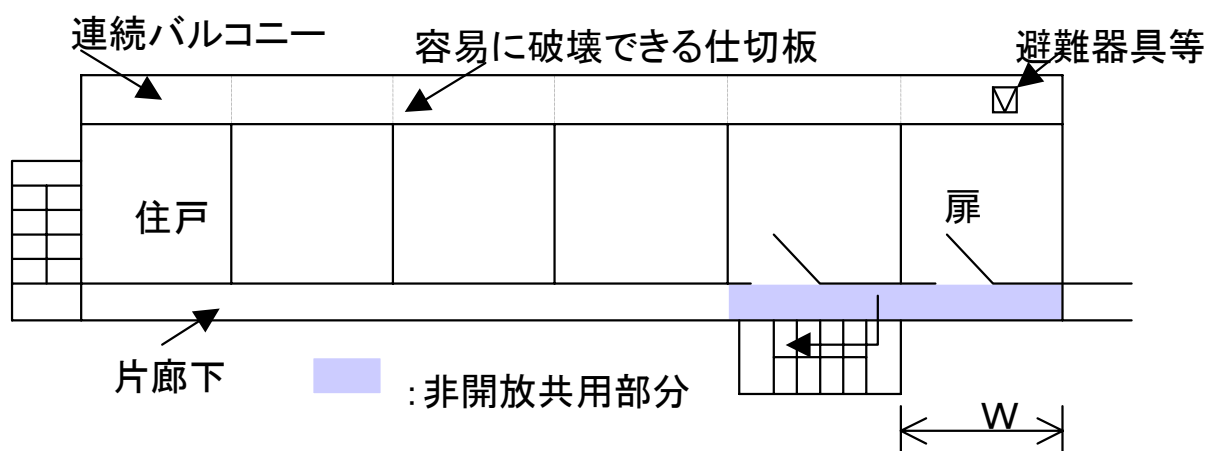
判定：二方向避難に該当する。

カ片廊下型(部分的に連続したバルコニー, 両端に2の階段, バルコニーを共用する2住戸について出入口の扉等の開口部をバルコニーの接続部の廊下側に接近して設ける場合(注2)以外の場合)

バルコニーを共用する2住戸の主たる出入口の前面が非開放共用部分となる共同住宅等



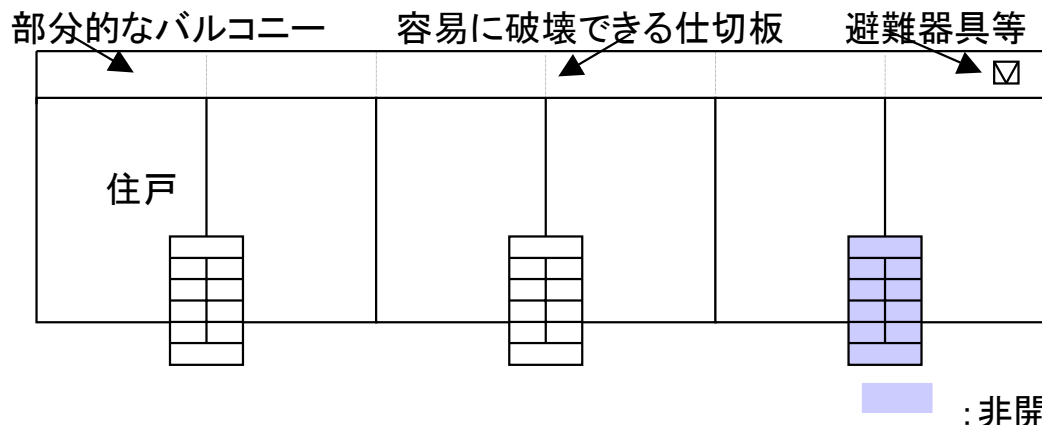
判定: 図の位置に避難器具等を設けた場合に限り二方向避難に該当する。
 キ 片廊下型(連続したバルコニー, 2の階段のうち1を端部に設置, Wについて階段への経路が重複する住戸が1戸)
 端部の2住戸の主たる出入口の前面が非開放共用部分となる共同住宅等



判定: 図の位置に避難器具等を設けた場合に限り, 二方向避難に該当する。

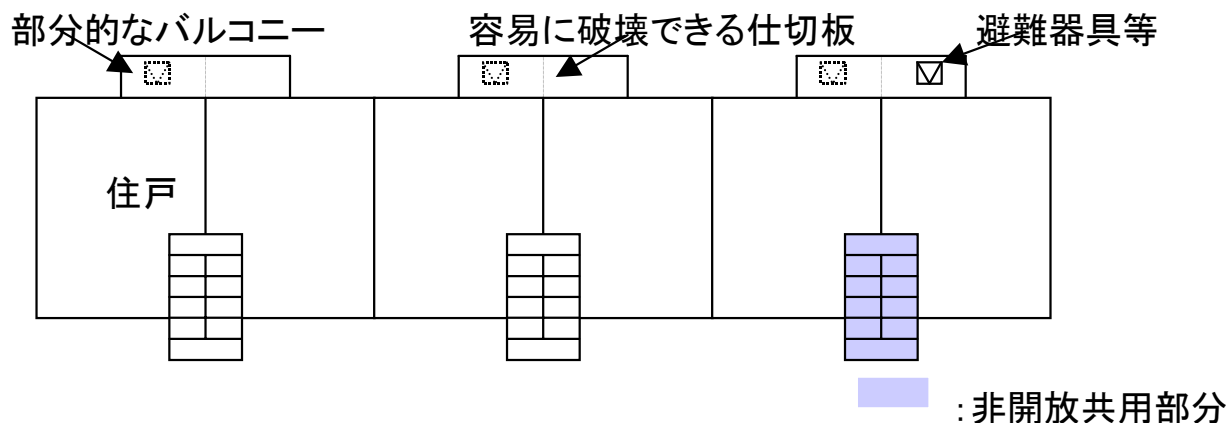
ク階段室型（連続したバルコニー）

各住戸等を連続するバルコニーを設けた共同住宅等



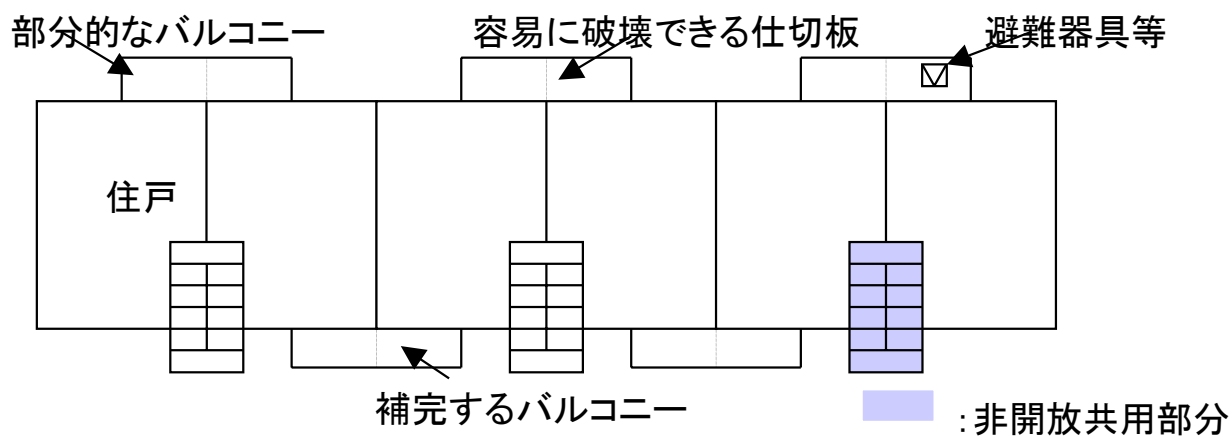
判定：図の位置に避難器具等を設けた場合に限り，二方向避難に該当する。

ケ 階段室型（部分的に連続したバルコニー）



判定：(1)カによるほか，図の位置に避難器具等を設けた場合に限り，二方向避難に該当する。

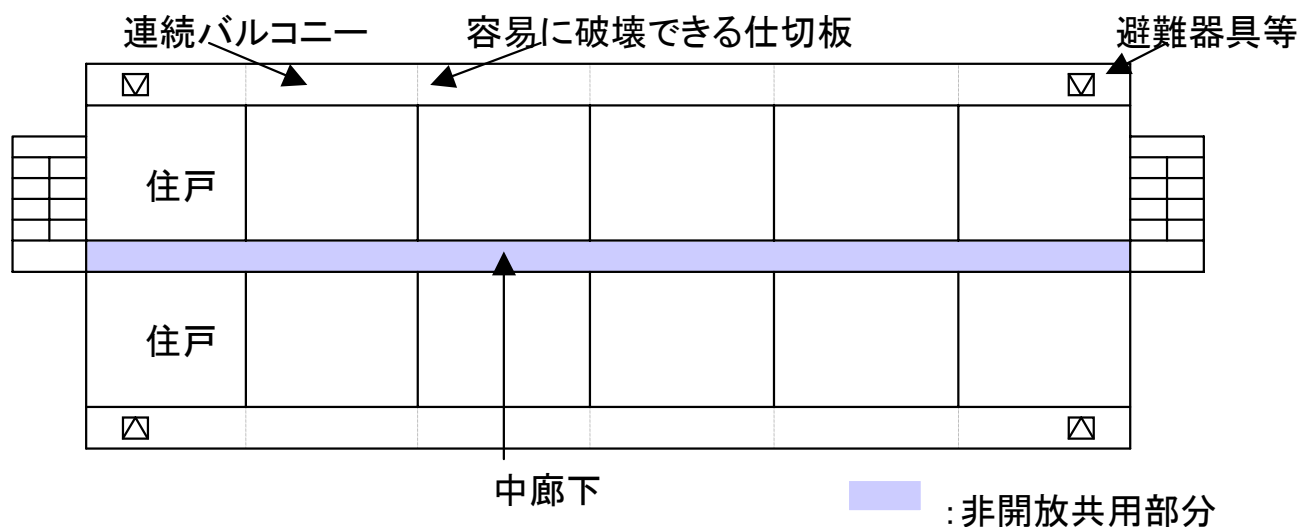
コ 階段室型（部分的に連続したバルコニーであるが反対側に経路を補完するバルコニーを併設したもの）



判定：図の位置に避難器具等を設けた場合に限り，二方向避難に該当する。

サ 中廊下型（連続したバルコニー）

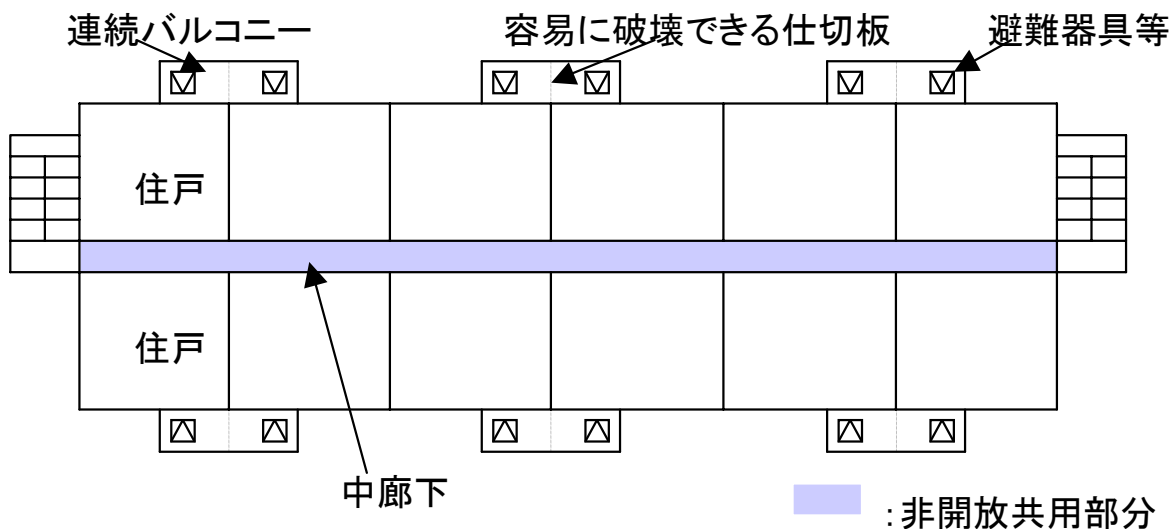
同一階の各住戸等の主たる出入口が面する中廊下に 2 以上の階段が設けられ、片廊下の端部に少なくとも一の階段が配置され、かつ、各住戸等を連続するバルコニーを設けた共同住宅等



判定：図の位置に避難器具等を設けた場合に限り、二方向避難に該当する。

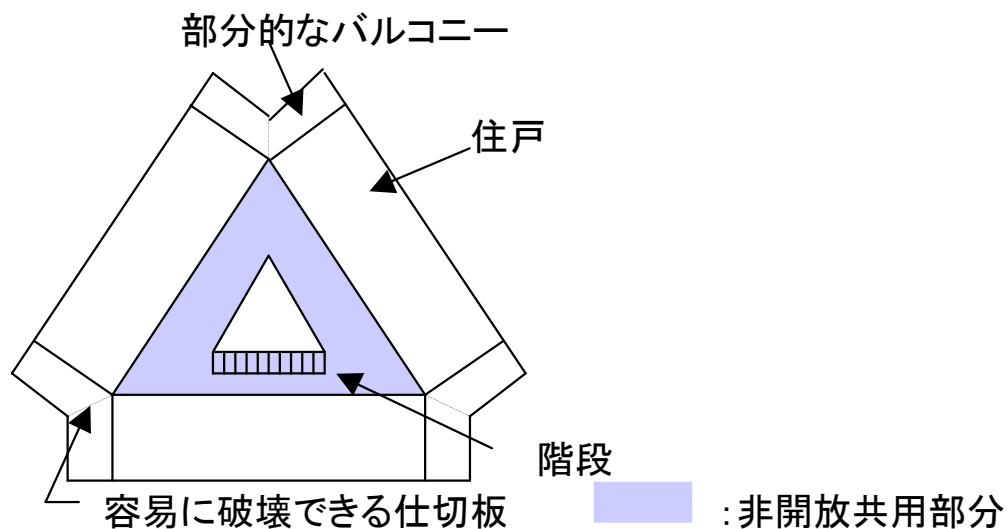
シ 中廊下型（部分的に連続したバルコニー）

同一階の各住戸等の主たる出入口が面する中廊下の両端部にそれぞれ階段を配し、かつ、各住戸等が少なくとも隣接する一の住戸等とバルコニーにより接続されている共同住宅等



判定：図の位置に避難器具等を設けた場合に限り、二方向避難に該当する。

ス その他の型(部分的に連続したバルコニー, 3戸の中央に階段)



判定: 各住戸のバルコニーに避難器具等を設けた場合に限り, 二方向避難に該当する。

(注) 1 図示の各例は, 原則として2の階段を有する共同住宅等であるが, 1の階段及び避難器具等を有する共同住宅等についても, 二方向避難を確保できる場合があるので, 図例に準じて判定すること。

2 (1)イ及びエ並びに(2)オ及びカの「接近して設ける場合」とは, バルコニー等を共用する異なる住戸等の界壁の直近の出入口の扉相互間の距離が3m以下の場合をいうものであること。

2 避難器具

(1) 種類

避難器具の種類は, 避難器具用ハッチに組み込まれた救助袋又は金属製避難はしごに限るものとする。ただし, 次のいずれかに適合する場合は, この限りでない。

ア 避難器具用ハッチに組み込まれた救助袋又は金属製避難はしごを建築構造上設置することができない場合であって, かつ, 避難器具による降下が2階層以内である場合

イ 避難器具用ハッチに組み込まれた救助袋又は金属製避難はしごによらなくても, 安全に避難できると認められる場合

(2) 避難ハッチの構造等

ア 避難ハッチの大きさは, 直径0.6m以上0.8m以下の円が内接できるものであること。

イ 避難ハッチは, 直下階の避難ハッチと相互に同一垂直線上にない位置に設けるこ

と。

ウ避難ハッチ付近には、転落防止のための措置を講じること。

3バルコニー等

(1)バルコニーの幅員は、原則として0.8m以上であること。ただし、避難上支障がない場合には、部分的に0.5m以上とすることができる。

(2)避難経路となるバルコニー等が、隣接住戸等間で仕切板等によって仕切られている場合、当該仕切板等は、次に適合するものであること。

ア避難の際、容易に開放、除去又は破壊できる等避難上支障のない構造のものであること(例石綿スレート板4m以下)。

イ破壊時の有効幅員は0.6m以上、高さは0.8m以上であること。

ウ見やすい箇所に次の事項が明示されているものであること。

(ア)避難経路である旨

(イ)避難の際の使用法

(ウ)仕切板等の付近に避難に支障となる物品を置くことを禁ずる旨